

◎開会及び開議の宣告

○田中敏雄 議長 おはようございます。

ただいまから平成20年第7回横手市議会12月定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○田中敏雄 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番近江湖静議員、15番高安進一議員を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○田中敏雄 議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月19日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、会期は19日間と決定いたしました。

---

◎議長報告について

○田中敏雄 議長 日程第3、議長報告を提出しましたので、お手元に配付しております。

---

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○田中敏雄 議長 日程第4、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成20年12月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考え方として所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、アメリカのサブプライムローン問題が発端となり、リーマン・ブラザーズ社が破綻するなど、世界の金融市場は百年に一度の混乱に陥っていると評されている中、我が国では麻生内閣が発足し、アメリカではオバマ氏が大統領に当選いたしました。

世界的に経済対策が喫緊の課題となっており、我が国では10月30日に新たな経済対策に関する政府・

与党会議並びに経済対策閣僚会議が「生活対策」と題した経済財政対策を公表しており、3年間で日本経済を立て直すため、定額給付金の支給や高速道路料金の大幅引き下げなどについて、赤字国債に頼らず取り組むことがうたわれております。金融危機が実態経済に波及するには時間がかかると言われており、まだ予断を許さない状況が続くものと思っております。

さて、10月17日、当市で第153回東北市長会総会が開催され、東北管内75市のうち71市、そして全国市長会及び各県市長会などから214人が来横いたしました。

総会においては、国に対する要望事項や役員の改選等について審議がなされ、また、研究会として秋田ふるさと村を視察していただきました。

総会に引き続き行われた懇談会では、市職員による演奏でお迎えをし、市の特産品で料理や飲み物をそろえ大好評をいただきました。温かいおもてなしの心で当市の観光や「食と農からのまちづくり」の取り組みを大いにPRできたと実感しております。

次に、9月27日から開催された第63回国民体育大会、「チャレンジ！おおいた国体」では、陸上競技の少年女子A100メートルで、増田町在住の石田あかねさんが優勝いたしました。

石田さんは、昨年の県大会地区予選で足を痛めたため満足に練習できず、今年7月の高校総体では準決勝で敗退したそうですが、そのときの悔しさをばねに練習を重ね、自己新記録での優勝という見事な成果につながったとのこと。このたびの栄冠に心からお祝い申し上げるとともに、さらなるご活躍を祈念いたします。

なお、9月末から1カ月にわたり、各部局で実施した幹部経営会議と訓示では、現下の経済情勢について触れ、この危機を乗り切るため職員一人一人が意識と行動を改革し、幸せな地域社会の実現に向けて、さらに工夫し努力するよう強く指示いたしました。

2つ目の平成21年度予算編成方針についてであります。

平成21年度の予算は、世界経済の低迷に伴う企業収益の悪化により、国、地方公共団体の法人関係税収が大幅に落ち込むことが予想される中での編成作業となっております。当市では、歳入の一般財源の60%弱が地方交付税となっておりますが、総務省の平成21年度概算要求では、前年度比で3.9%減額されており、これを基本に編成作業を進めております。

政府内では、地方経済対策としてさまざまな財政措置が検討されておりますが、当市においては税収の低下などを考慮すれば、来年度の一般財源総額の伸びは期待できないことから、平成21年度予算も各部局が配分された一般財源の範囲内で、責任を持って予算を編成する枠配分方式の分権型予算編成を引き続き行うことにいたしました。

来年度の予算編成における基本方針としましては、1つ、地場産業の支援強化と雇用の拡大、2つ、子育て支援の強化と元気な高齢社会づくりの推進、3つ、市民との協働とこれからの時代を開く人たちとの連携強化など10項目を設定しており、市の重要施策と各地域の特色ある事業を着実に展開していくために、政策枠に1億円、地域局提案枠に1億円を確保しております。

また、市単独補助金につきましては抜本的な見直し作業を予定しておりますが、それに先立ち、可能なものは来年度から見直しをすることとし、1つ、原則として事業費に対する補助に統一する、2つ、補助対象事業経費のうち飲食等にかかる経費は対象としない、3つ、前年繰越額が補助金を超えるものについては平成21年度の補助金交付を一たん休止する。

以上3点について、補助対象団体などへの情報提供を適切に行い、予算編成に反映してまいりたいと考えております。

3つ目の新たな施策等への取り組みについてですが、その中の(1)総合評価落札方式についてであります。

公共工事の入札に関しては、厳しい財政状況などにより、公共投資が減少する中で価格競争が激しくなっており、低価格での入札が増加しております。これに伴い、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せなどにより、公共工事の品質低下が懸念されております。

国・県においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行及び政府基本方針を受け、価格と価格以外の多様な要素を総合的に評価して、公共工事の落札者を決定する総合評価落札方式を行っております。当市におきましても導入を検討し、過去の実績を重視する秋田県の方式を参考に試行いたしました。価格以外の技術資料はほぼ県のガイドラインを運用しておりますが、地域社会への貢献項目に地域貢献活動と災害協定活動を加えております。

7月7日に試行要綱を制定し、実施に当たっては学識経験者の意見を聞く必要があることから、国土交通省湯沢河川国道事務所副所長、秋田県建設交通部技術管理室室長、その他の県職員2人の計4人を委嘱し、ご意見をいただきました。

10月9日に、一般土木工事で等級Aの業者を対象とした道路改良工事について受注希望型指名競争入札で試行したところ、価格で3番目、技術資料で2番目の業者が総合順位で1番目となり、落札いたしました。今後は、このたびの取り組みの総括を行い、次年度以降の実施について検討してまいります。

(2)の横手市地域福祉計画の策定についてであります。

地域での助け合いやボランティア活動の推進により、だれもが住みなれた地域で、安心して自立した生活を送るための仕組みをつくり上げていくため、現在、社会福祉法に基づく横手市地域福祉計画の策定に取り組んでおります。これまでは、福祉事務所内での検討や関係各課及び各地域局担当者を含む作業チームを組織し、計画の策定に向けた準備を進めてまいりました。今後は、市民の方々に計画づくりに直接参加していただくための意見交換会を開催し、随時その検討内容について公表し、広くご意見をいただきながら策定したいと考えております。

また、地震などの自然災害発生時における高齢者や障がい者などの、いわゆる災害弱者への対策が課題となっていることから、今年度中には災害時安心リストの取りまとめを行い、早急に地域の安全・安心体制を具体化し、地域福祉計画に盛り込みたいと考えております。

(3)の灯油購入費助成の検討についてであります。

昨年から高騰を続けた原油価格は、今年7月をピークに低下しており、現在は昨年同期よりも安く取引されておりますが、灯油は若干高くなっているところが多いようです。

昨年度は、高齢者、障がい者及びひとり親世帯の非課税世帯並びに生活保護世帯に対し、灯油購入費を助成いたしました。原油価格はまだ低下する傾向にあり、今年度は価格の推移や国・県の支援策の動向を見極め、最終的に判断してまいります。

(4)の横手ブランドの首都圏等でのPRについてであります。

現在、「食と農からのまちづくり」の一環として、当市の豊かな地域資源から生まれた特産品などを専用のホームページや首都圏の物産展などを通じ情報発信しておりますが、このたび、東京都内を中心に横手焼きそばを販売している軽トラックの屋台に当市の地図や特産品、ロゴマークをプリントし、10月7日から宣伝していただいております。

この屋台は、栄地区出身の方が霞ヶ関や原宿などを中心に営業している「栄屋号」で、屋台そのものを横手市を宣伝するアンテナショップとし、横手ブランドを売り込もうとするものです。

また、よこて発酵文化研究所でも地元産の発酵食品の魅力を全国に発信するホームページ、「よこて発酵WEB」を10月に開設し、11月17日からは、こうじ、みそ、日本酒やアスパラ粉末入りのマカロニなど約100点の商品の通信販売を開始しております。

今後は、全国各地の発酵食品を紹介する全国発酵食品マップや、発酵食品を生かしたまちづくりに取り組む全国の団体へのリンク集なども閲覧できるようにする予定です。

これからも、「食と農からのまちづくり」を全国に展開し、横手市のファンになってくださる方がたくさん生まれるよう取り組んでまいります。

(5)の消防の広域化の協議についてであります。

平成18年7月、国から市町村の消防の広域化に関する基本指針が示され、管轄区域の基本となる対象人口を30万人とし、それぞれの地域の実情を勘案しながら、平成24年度末までに消防の広域化を実現することとしております。

これを受けて昨年度策定された秋田県消防広域化推進計画において、当市は、湯沢雄勝広域市町村圏の3市町村とともに、一つの消防本部体制にすることが望ましいとされました。合併して間もない時期に策定されたものであり、当市といたしましては戸惑うところもありましたが、住民の安全・安心のために消防防災の体制や関連施設の整備を進めていく上で、この方針に沿った取り組みが必要と判断したところであります。

また、この広域化計画と併せて、消防救急無線のデジタル化の促進に取り組むことが必要となりますので、当市から湯沢雄勝3市町村に呼びかけ、広域化の実現に向けた協議を進めてまいります。なお、協議の経過については、議会の開催時などにご報告したいと考えております。

4番目の平成20年度事業等の進捗状況について。

(1)特定健診、特定保健指導についてであります。

今年度から実施した特定健康診査は9月をもって終了し、受診対象者は約2万3,000人で、受診率は40%程度となる見込みです。

健診後は、地域局ごとに結果説明会を開催し、個人ごとに結果説明と保健指導を行いました。また、積極的支援の対象者は531人で、対象者には利用券を発行し、特定保健指導を開始したところです。積極的支援対象者には今後3カ月以上の継続保健指導を行うこととなりますが、対象者が確実に生活習慣を改善できるように関係機関と連携し、支援してまいります。

(2)の大和更正園の今後の方向性についてであります。

障害者支援施設大和更生園は、障害者自立支援法の施行により、平成24年度から新サービス体系に移行することになっております。これに伴い、障害程度区分が重度の利用者は施設での生活を継続することになりますが、軽度の利用者は基本的に施設を退所して地域で生活することになります。

今後の環境整備として、施設のバリアフリー化や地域で生活するためのグループホームなどの準備が必要となります。

新体系への移行につきましては、既に家族会などへの説明や利用者の障害程度認定調査などを実施しており、通所型施設であるユー・ホップハウスの運営のあり方と併せて、今後も関係者と協議を重ね、年度内には一定の方向性を取りまとめてご報告したいと考えております。

(3)の保育所整備計画の策定についてであります。

現在、横手市が目指すよりよい保育、子育て支援を具体化するため、保育所整備計画の素案について検討をしております。

市内には市立、私立合わせて34の保育所が設置されておりますが、就労形態や家族形態の変化など、社会情勢に的確に対応できる保育の取り組みが求められております。

こうした状況を勘案し、計画の素案では、保育の質を確保し、多様な保育事業の展開や子育て支援策の充実を図るとともに、耐震基準に適合した安全で快適な保育環境を確保するため、老朽施設を優先的に整備する方針としております。

また、施設整備に合わせて、統廃合や将来の民営化の推進についても検討してまいります。

今後、この素案をもとに関係機関などと協議を重ねて、本格的な策定を進め、機会をとらえて議員の皆様にも報告したいと考えております。

(4)の第4期介護保険事業計画・高齢者福祉計画についてであります。

平成21年度から始まる第4期介護保険事業計画並びに高齢者福祉計画について、11月12日、横手市介護保険運営協議会より答申をいただきました。

答申では、第3期に引き続いて、「いつまでもイキイキと暮らせる高齢者福祉の充実」を基本目標に掲げ、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が送れるよう、介護保険料及び高齢福祉事業を見直しながら、介護保険サービスに加え、元気な状態を維持していただくために介護予防事業や生活支援の一層の充実を図るべきとしております。また、支援を必要とする方々のために、町内会など小さなエリアの

地域社会で支え合う体制づくりを進めるべきとしています。

この答申を基本とする第4期介護保険事業計画の概要について、年明けから各地区での説明会を開催するとともに、さまざまな会合にも足を運び、市民の皆様のご理解をいただきたいと考えております。

(5)の農業振興についてであります。

本年の最終的な水稻作付面積は1万473ヘクタールであり、作柄については全県の作況指数が105のやや良、県南は106の良となっております。全国の作況指数が102となったことから、本県では初めて集荷円滑化対策が発動され、過剰米の区分出荷が必要になりますが、国では生産調整実施者の不公平感を解消するため、この過剰分を政府備蓄用として実勢価格で買い入れする方針を打ち出しております。

また、一等米比率については、当市ではほとんどの地域で95%以上の高比率を確保できましたが、カメムシ被害により93%台にとどまった地域もあり、来年度も引き続き防除の徹底を図ってまいりたいと考えております。

なお、米の生産調整につきましては、転作目標面積5,107ヘクタールに対し、実施面積が5,228ヘクタールとなり、達成率は102%となりました。改めて農家の皆様の主体的な取り組みに敬意を表します。

また、果樹関係につきましては、主力品種であるふじは例年よりもつる割れが多く見られましたが、台風などの被害もなく、質、量とも良好に推移して収穫を終えたところです。なお、今年は豊作となったため、市場価格は昨年度と比較し、2割程度下がると予想されております。

(6)のバイオマスタウン構想の推進についてであります。

環境にやさしい地域づくり事業の一環として整備を進めておりましたバイオディーゼル燃料を精製する施設が、10月20日に完成し運転を開始しております。原料となる廃食用油は十文字地域の3つの自治会600世帯と学校給食センターから回収しており、精製された燃料は公用車での実証を行っております。今後は、農業機械や除雪車両などでの実証も予定しており、実用化に向けた検討を行ってまいります。

今回の取り組みが、バイオマスタウン構想の第一歩として市民に根差した運動が展開できるよう事業を推進してまいります。

(7)の横手まるごと「味力」ものがたりについてであります。

10月18日と19日に秋田ふるさと村において、秋田魁新報社、秋田ふるさと村及び当市の主催により、横手の食をテーマにした「さきがけ ふるさと彩発見 横手まるごと『味力』ものがたり」が開催されました。

横手の多彩な食べ物を見て、知って、楽しむ「食の味力八選」を初め、横手産米を使った「みんなで餅つきまショー」の実演や、地元食材を生かした新作料理などの紹介、試食や料理実習が行われ、約1万3,000の方が来場しました。

今後もマスコミ各社と連携しながら、県内はもちろん県外にも横手の食の魅力を発信してまいります。

(8)の除雪対策についてであります。

去る11月17日、平鹿生涯学習センターにおいて、建設部及び各地域局地域維持課の除雪担当職員、委

託業者の方々の参加のもと、平成20年度除雪対策本部開所式を開催いたしました。開所式では、歩道や通学路の安全を第一に確保することや、作業事故の防止に努めることなど重点目標を確認しております。

今年度は、除雪車両の整備や除雪作業員の雇用をこれまでより2週間早めた結果、スノーポールの設置や除雪ルート of 安全確認などの準備作業がほぼ完了し、除雪体制が整っており、11月20日の降雪にも迅速に対応いたしました。

今後も降雪時には速やかに出動できるよう、引き続き備えを怠ることなく冬期間の安全・安心を守るため万全を期してまいります。

(9)の横手駅周辺地区の整備についてであります。

市街地再開発事業については、旧平鹿総合病院などの解体工事も無事終了し、去る11月25日には関係者による起工式を行い、今後マンション棟から順次建築工事に着手する予定になっております。

また、再開発組合では、出店撤回の意向を示したジェイマルエーとの事後対応について、顧問弁護士による民事処理で対応する一方、新たに出店の検討をしている小売業者との交渉を鋭意進めております。市といたしましても、事業効果を最大限に発揮できるように、新たな出店者誘致にできる限りの協力をしてまいります。

横手駅前地区のまちづくり交付金事業については、旧横手駅東口駐輪場の撤去工事が完了し、有償で借用していた駐輪場用地をJR東日本に返還いたしました。隣接地のまごころ駐車場を駐輪場に改修する一連の工事は、塗装工事の竣工をもって完了しております。

また、富士見大橋地下道については、夜間の通行者の安全性向上を図るための照明設置工事を実施しております。

(10)の都市計画マスタープランの策定についてであります。

平成18年度から作業を進めてまいりました都市計画マスタープランの策定につきましては、今年度に入り、各地域別構想について各地域協議会、庁内会議及び策定委員会の皆様と2回の意見交換を行っております。今後は、市民の皆様からの意見も取り入れながら、市の将来像の実現化に向けて検討を行い、今年度末には向こう20年間の長期計画として策定する予定です。

(11)の都市地域総合交通戦略調査についてであります。

秋田大学工学資源学部、木村教授を会長に、関係行政機関や交通関係団体からなる交通戦略協議会を11月19日に開催し、市の交通の現況把握と課題抽出を行うとともに、将来の都市交通のあり方について協議いたしました。今後、2回の協議会を開催し、市全域の都市交通基本計画及びバスの代替交通を含めた総合交通戦略の検討を行います。さらに、中心市街地の交通戦略として、都市計画道路中央線や八幡根岸線の今後の整備方針についても検討してまいります。

(12)の街路・公園整備事業についてであります。

都市計画街路事業で整備しております中の橋通り線については、今月末までの完成を目指し、橋梁の塗装工事及び橋梁前後の取付舗装工事を行っております。完成を迎えるに当たり、皆様のご理解とご協

力に対し心より感謝申し上げます。

都市公園事業で整備しております赤坂総合公園では、年度内の完成を目指して、グラウンドゴルフ場築造工事を実施中です。なお、工事完成後も芝生の養生が必要ですので、供用開始は来年の秋を予定しております。

横手公園においては、バラ園の東側の散策路築造工事を進めており、年度内の完成を目指しております。

また、バリアフリー化緊急支援事業については、浅舞公園の園路改修工事が年度内に完成の予定です。真人公園及び梨木公園については、現地調査及び設計を実施中であり、すべての人にやさしいバリアフリー対応の公園整備を順次進めてまいります。

(13)の土地区画整理事業についてであります。

駅西地区土地区画整理事業については、都市計画道路横手条里跡線歩道築造工事が完成し、今年度で地区内の工事がほぼ完成することから、来年度から換地処分に向けた作業を進めてまいります。

三枚橋地区土地区画整理事業については、平成19年度繰越事業で実施中の駅西線及び第1号区画街路築造工事が完成し、引き続き発注をしている舗装工事も年内に完成することから、国道13号から駅西口広場前の交差点までは、一部区間を除き暫定で供用開始され、歩行者及び通行車両の安全が確保されることとなります。

また、業務を委託しておりました換地設計の修正も年内に完成することから、今後は仮換地未指定の地権者との交渉を進めてまいります。

(14)の公営住宅整備事業についてであります。

平成16年度から5カ年計画で整備を開始し、今年度が最終年度となる平鹿・醍醐住宅団地建設事業については、順調に事業が進み、11月末に3棟6戸の住宅が完成し、外構・緑地整備工事も年度末には完成の見込みとなっております。なお、今議会に設置条例の一部改正を提案しております。

(15)の横手市立小・中学校の統合についてであります。

①横手地区小・中学校統合計画についてであります。横手地区の学校統合につきましては、各地域代表者、学校関係者などからなる横手地区小・中学校統合基本構想策定委員会を組織し、ご意見、ご提案などをいただきながら具体的方針を定め、計画の推進を図っているところです。

また、策定委員会における協議の参考とするため、各地区の住民並びに園児、児童及び生徒の保護者を対象に説明会を延べ13回開催してまいりました。その結果、境町、黒川、金沢の3小学校統合と、鳳、横手西、金沢の3中学校統合については、その必要性をおおむねご理解いただいたところです。

しかし、平成22年度に一部の学校で先行統合することについては、さまざまな理由から反対意見が多く出されました。

そこで、策定委員会でも検討いただいた結果、先行統合は行わず、平成25年の中学校統合、28年の小学校統合に向けて準備を進めていく方針といたしました。



②の西部地区中学校統合計画についてであります。

雄物川、大森、大雄の3地域の代表者及び各学校関係者などからなる西部地区中学校統合基本構想策定委員会を組織するとともに、住民説明会、PTA説明会などを延べ20回開催し、よりよい環境の中で特色ある学校づくりを行うための検討を重ねていただきました。

その結果として、10月20日に基本構想策定委員会から、西部地区中学校統合計画については速やかに推進するべきとの意見書をいただき、現在はその内容を十分尊重しながら建設候補地の絞り込みに入っているところです。

③の山内中学校についてであります。

校舎の耐震性の問題から、山内中学校のあり方について早急に検討するため、地区会議代表、小・中PTA正副会長及び学校関係者などからなる山内中学校校舎検討委員会を立ち上げました。そこでは校舎改築、山内小学校の増築による小・中一貫校、横手南中学校との統合の3案を提示し、議論をしていただきました。

また、住民、保護者説明会を延べ7回開催し、さらに地域協議会にも提案し、協議していただくなど意見集約に努め、さまざまな観点から検討を重ねてまいりました。その結果、将来の学校統合についてはおおむねその必要性を認めていただきながらも、現段階では校舎改築が望ましいとの結論に至り、耐震基準を満たしている既存施設の一部を利用して校舎改築を行うことに決定いたしました。

5番目の補正予算についてであります。

今議会にお願いしております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の一般会計の補正額は5億1,158万3,000円で、補正後の予算総額は493億107万3,000円であります。

その主なものを申し上げますと、平鹿病院跡地対策費に4,979万1,000円、住民情報系運用管理費に2,135万7,000円、介護保険事業特別会計繰出金に8,417万9,000円、保育所運営費に5,661万9,000円、東部環境保健全センター管理運営費に2,486万円、公共温泉施設資金貸付事業に4,429万円、中学校改築事業に1,207万円、社会教育施設改修事業に4,979万5,000円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、同意案件1件、諮問案件4件、条例の一部改正など条例関係10件、指定管理者の指定案件40件、繰り入れ変更案件1件、平成20年度一般会計補正予算案など補正議案11件、住居表示などその他の議案2件の合計69件であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。所信説明といたします。

---

#### ◎諮問第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第5、諮問第10号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を

省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、諮問第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第10号でございます。人権擁護委員候補者の推薦でございますが、次に申し上げる方を法務大臣に推薦いたしたく意見を求めようとするものでございます。住所は、横手市大森町板井田にお住まいの棚橋博子氏であります。昭和23年10月のお生まれでございます。人権擁護委員法第60条第3項の規定に基づきまして、意見を求めようとするものでございます。よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第10号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、諮問第10号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

#### ◎諮問第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第6、諮問第11号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第11号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、諮問第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第11号、同じく人権擁護委員候補者の推薦でござい

ますが、お名前申し上げますと、横手市十文字町睦合にお住まいの信太耕三氏、昭和13年のお生まれの方でございます。法律に基づき意見を求めようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第11号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、諮問第11号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

#### ◎諮問第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第7、諮問第12号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第12号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、諮問第12号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第12号、同じく人権擁護委員候補者の推薦でございます。お名前を申し上げますと、横手市十文字町十五野新田にお住まいの佐々木弘子氏、昭和16年のお生まれでございます。法律に基づき意見を求めようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第12号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、諮問第12号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎諮問第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第8、諮問第13号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第13号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、諮問第13号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第13号でございますが、同じく人権擁護委員候補者の推薦をお願いしようとするものでございます。

お名前を申し上げます。横手市十文字町植田にお住まいの近るり子氏、昭和27年のお生まれの方でございます。法律に基づきまして意見を求めようとするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第13号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、諮問第13号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第9、同意第5号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、同意第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました同意第5号公平委員会委員の選任についてでございますが、次に申し上げる方を選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものでございます。

横手市雄物川町今宿にお住まいの大嶋秀夫氏、昭和25年のお生まれの方でございます。

よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第5号を起立により採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。従って、同意第5号はこれに同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第160号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第10、議案第160号横手市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第160号横手市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

本案は、駅西地区土地区画整理事業の進展に伴いまして、住居表示の実施を行うために、その区域にある公共施設等の住所を改めようとするものであります。なお、関連議案として210号、211号で住居表

示の実施と字の変更をご提案申し上げますので、よろしくお願いたします。

2 ページをお開き願います。

条例の内容であります、市役所の位置を定める条例外13本、全部で14本の条例の改正であります。

まず、市役所の位置であります、現在は、前郷字下三枚橋269番地というふうになっておりますが、これを横手市条里一丁目1番1号に改めるものであります。

次に、公告式条例であります、北庁舎のところに掲示板が建っていますが、これの位置を定める条例であります。これも同じように条里一丁目1番1号にしようとするものであります。

それから、3本目が行政組織条例の一部改正であります、この条例の中で総務企画部のところに前郷字下三枚橋163番地となっておりますが、この部分を条里一丁目1番64号に、それから財務部は、前郷字下三枚橋269番地となっておりますが、これを条里一丁目1番1号にであります。申し遅れましたが、269番地というのは北庁舎であります。ここが1番1号になります。それから、163番地というのは南庁舎で、ここが1番64号になるというものであります。

それから、4本目がデイサービスセンターであります。

デイサービスセンターの位置を条里二丁目2番17号に、次、高齢者センターであります、こちらのほうは条里二丁目2番52号に、勤労者等福祉施設、これはサンサン横手であります、こちらのほうは条里二丁目1番15号に、横手市総合技能センター、土地改良区の隣にある建物であります、こちらのほうは条里一丁目1番69号に、それから横手市就業改善センター、これは体育館の隣にあります赤れんがの建物であります、こちらのほうは条里二丁目2番50号に、都市計画事業中央第二地区土地区画整理事業施行条例の中にあります、前郷字下三枚橋269番地のところは条里一丁目1番1号に、それから安田地区の土地区画整理事業施行条例の中にありますものにつきましても条里一丁目1番1号に、それから、駅西地区土地区画整理事業施行条例の中にありますものも条里一丁目1番1号に、三枚橋地区土地区画整理事業施行条例にありますものにつきましても条里一丁目1番1号に改めるものであります。

次に、横手市消防本部と消防署の設置条例であります、そちらのほうも条里一丁目1番1号に、社会体育施設設置条例の中で横手体育館の位置であります、こちらのほうは条里二丁目2番40号、同じく武道館の位置は条里二丁目1番5号に改めようとするものであります。

この条例は、住居表示の実施と同じ平成21年2月23日から施行するという内容であります。

よろしくお願申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。19番堀田議員。

○19番(堀田賢逸議員) 今、条里という言葉が出ていますけれども、条里という言葉はどういう意味を持っているのか、どういういわれがあるのか、そこら辺についてお知らせください。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 条里制というのは、平安時代の日本ではあったようでありまして、全国各地に見られるわけですが、わかりやすく申し上げますと、今流にいけますと、田んぼのほ場整備というのを想

定していただければわかりやすいと思うのですが、いわゆる縦横を長方形に区割りをちゃんとやったというのが条里制と言われております。その日本の条里制の北限が当横手地方であるというふうに言われておまして、そういうことで駅西の現在の本庁舎の部分を含めまして、体育館がございしますが、あそこら辺を含めまして、条里制の遺構があります。旧字名でいきますと、その条里制から発生したのと思われまます一ノ口から八ノ口ということで、そういうような字名も現在付けられているということで、整然とした区画をされた制度が条里制で、その北限が当横手地方であろうと言われていたというところから条里一丁目、二丁目、三丁目という住居表示に決定をしようとしているところであります。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。23番佐藤議員。

○23番（佐藤清春議員） 条例は反対するものではございませんけれども、ただ要望です。

私は、今いろいろ総務部長から説明されても、なかなか位置関係がずっと頭の中に入ってこないもので、この後の議案210号、211号も出てきますけれども、そういうことも旧地番しか示されておりませんので、できれば比較できるような地図を私どもに示していただければ、大変すぐ理解ができますので、要望ですけれどもできませんでしょうか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長

○鈴木信好 総務企画部長 準備をいたしまして、後で皆さんにお配りしたいと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第161号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第11、議案第161号横手市職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第161号横手市職員定数条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

本案は、病院事業に従事する職員を増員するために改正しようとするものであります。

8ページをご覧くださいと思います。

病院事業の健診事業あるいは看護の充実、看護師の負担軽減、医療サービスの向上等を目指すために、現在350人となっております定員を380人に改めたいというものであります。条例の中ではこういうことであります、実際の内訳は横手病院230人を20人プラスして250人、大森病院120人に10人プラスして130人を想定しております。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） この横手病院20名、大森病院10名という増員の根拠と申しますか、何かそういう看護条件の緩和とかの基準があつての定数増ですか。内容について。

○田中敏雄 議長 病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 横手病院20名の増員をお願いしております。今回お願いしておりますのは、1つは後期研修医をぜひ横手病院で残っていただきたいということから、医師の部分の増員をまずお願いしたいということでございます。

2年間の臨床研修ございますけれども、その後病院に残りたいというお医者さんもいらっしゃいますし、ほかから来たいというお医者さんもいらっしゃいます。今、3年間の後期研修のコースをつくりまして、それで募集しているところでございまして、今のところ、2名を内定しているという状況でございます。

そのほかにも、後期研修というわけではございませんけれども、2年間の研修が終わった後もう1年残りたいという先生もいらっしゃいますので、そういう分で定数の枠を確保させていただきたいということが1つであります。

もう1つは、コメディカルスタッフの充実という部分で、現在定数の中でやっておりますけれども、さらに、例えば臨床工学技師や、あるいは理学療法士、レントゲン技師、特に女性のレントゲン技師が患者さんにとって非常に受ける方にとってはいいという評判もいただいておりますので、ここの部分について、今後の経営の状況を見ながら増員を図ればなということで、今回お願いしているところでございます。

そのほかにも、最近の医療安全という部分の医療法の改正の中で重視されております部分について、例えば医療安全対策関係の看護師さんもいらっしゃいますし、認定看護師ということで、特別な事務職務を持った看護師さんもいらっしゃいますので、その部分についての確保という部分を踏まえた今回の増員のお願いということでございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。13番阿部議員。

○13番（阿部信孝議員） 今、横手病院は増築の計画があるわけでありますが、この職員の増員というのは増築とは関係ないのかというのが1点。それから、増員したことによって収益がどのように変わるか、試算をされているとすれば、その点も申し上げます。

○田中敏雄 議長 病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 今回の増員のお願いは、先ほど申し上げた理由のところでございます。

今後、例えば病棟関係で増改築によって増えるということでございますけれども、その部分に関して



は現在の看護師の数で充足するというふうにまず試算しているところでございます。それ以外のところで、業務的などころの拡大があるとすれば、この枠の中で検討させていただきたいというふうに考えております。

さらに、これがどういうふうに収益に結びついていくのかということでございます。今回、例えば横手病院の場合は看護基準をさらに上を目指すということではございませんので、そういう基準によっての収益増というのは現段階では見込んでおりませんが、例えば、コメディカルの充実の中では、患者さんの増によって収益が見込める部分があるということでございますので、これは、採用する時点でどれぐらいの収益が確保できるか、増収が見込めるかという部分を考慮しながら採用を決定していきたいというふうに考えているところでございます。

○田中敏雄 議長 13番阿部議員。

○13番（阿部信孝議員） 仮に、今増築をしますと、職員の定数というのはさらに何人ぐらい増員にならなければ、いわゆる国の基準に達しないのか、その点もお願いします。

○田中敏雄 議長 病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 増築いたしますけれども、ベッド数は若干減るということで想定しております。病棟数は4から5に増えるわけですが、その中で看護師の数は現状で大体確保できるというふうに思っているところでございますので、その部分に関して、これから増員をお願いすることは今の段階では想定はしておりません。

ただ、先ほど申し上げましたように、事業を拡充するという部分でスタッフが不足する部分はある可能性はございます。それは、今回の中で対応できれば対応していきたいというふうに思っているところですので、よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第162号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第12、議案第162号横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第162号横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、雄物川地域の下開地区に多目的集落集会所を新たに設置するため、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容についてであります。設置条例の別表第1に横手市下開多目的集落集会所、住所は横手市雄物川町薄井字下開330番地でございますが、これを加えようとするものでございまして、附則では、施行日を平成21年4月1日からと定めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第163号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第13、議案第163号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第163号横手市営住宅設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、平鹿地域の醍醐住宅に市営住宅3棟6戸を増置するために、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。本年度の3棟6戸の完成をもちまして、醍醐住宅50戸、全戸を完成する予定でございます。あわせて、別表中にあります合併前の8市町村を旧市町村名で表記をいたしておりますが、それをそれぞれ各「地域」というふうに改めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第164号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第14、議案第164号横手市単独住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第164号横手市単独住宅条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、増田地域にございます単独住宅伊勢堂住宅が老朽化いたしましたので、これを廃止するために、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしくどうかご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第165号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第15、議案第165号横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第165号横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、大森地域にごございます若者定住促進住宅につきまして、その一部につきまして貸付期間が満了することから、条例中の別表につきまして、今回2棟を削減しようとするものでございます。これによりまして、15棟の建設を既に行っておりますけれども、今回の2棟を含めまして5棟の期間が満了いたしまして譲渡ということになります。ということで、残りの住宅は10戸という予定をいたしております。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第166号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第16、議案第166号横手市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○田口春久 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第166号横手市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、横手市大雄学校給食センターを廃止するために改正をお願いしようとするものでございます。大雄学校給食センターにつきましては、大変長い歴史と立派な運営をしていただいた実績がございますが、築36年と老朽化も著しく、また、主要な機械設備につきましても経過年数等が長いものが多く、不測の事態がいつ起こるかわからないような状況にございまして、また児童・生徒の減少に伴いまして、大雄地区の児童・生徒の給食につきましては、近隣の学校給食センターで配食が可能となることから、

平成20年度限りで大雄学校給食センターを廃止しようとするものでございます。

どうかよろしくお願いいいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） 合併の時点で、大雄の皆さんは給食センターの改築が最大の課題というふうに聞いておりましたし、合併後も本議会でも何回か改築の話ありました。この前に、市長は老朽化が進み、財政でも大変なので改築を断念すると言っておりましたが、それだけ大雄地区の皆さんにとっては大きな課題であったわけでございます。これが今度廃止するということについて、学校関係者や地域住民の皆さんが十分理解の上に、こういうふうな廃止の案が出されたのかどうか、その実情と内容についてお伺いいたします。

○田中敏雄 議長 教育指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 大雄給食センターにつきましては、協会が主な任を受け持ちまして運営をされてございました。今、運営の方法が若干他の給食センターと違うわけですが、議員のおっしゃるように十分な説明をというお話であります。いわゆる教育委員会としては大雄の子どもたちへの給食提供というのは、今後もこれまで同様に引き続き提供していくということでございまして、地域協議会等への説明の中では特に異論のお話はございませんでした。

ついこの間、各小・中学校のPTAの会長さんたちとお話もいたしました。その中での幾つかの要望もお聞きしました。そういったことを今後も大事にして給食の提供をしていきたいというふうに考えています。

よろしくお願ひします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） わかりました。

恐らく給食センターも地産地消で大分地域の生産物を給食に提供しておったと思います。子どもたちもいわば自分の地域でつくったそういうふうなものを給食として食べてきたという経緯があると思います。今後、大雄地区の子どもたちに提供の仕方の内容について伺いたい。

○田中敏雄 議長 教育指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 現在大森の給食センターのほうから大雄中学校へ、それから雄物川給食センターから阿気、田根森小へ配給するという計画を立ててございます。若干食器等を新しくしなければいけないというような事情もございませけれども、大森、それから雄物川給食センターについては担当に十分な話し合いをさせている段階で、できるだけ同一のメニューを同時に配給したい。いわゆる兄弟で違ったメニューを食べることによって、夕飯で競合したりということがないように、そういった配慮をしながら、雄物川、大森の給食センターがさまざまな意味で打ち合わせをして配給をしていきたいというふうに今準備を進めているところであります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第167号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第17、議案第167号横手市文化財保護条例及び横手市郷土資料館施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○田口春久 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第167号横手市文化財保護条例及び横手市郷土資料館施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、横手市文化財保護審議会及び横手市郷土資料館施設運営協議会の委員の任期の始まりを4月1日からと改正しようとするものでございます。

今現在の委員につきましては3年間ということになって、11月30日で終わりになるわけですが、これを平成21年3月31日までと延期するものとの2本立てでございまして、

どうかひとつよろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第168号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第18、議案第168号横手市林業集会センター条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 ただいま議題となりました議案第168号横手市林業集会センター条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成18年度から金沢地区の根小屋町内会が指定管理者として管理しております横手市林業集会センターが、今年度末で指定期間が満了することから、施設の払い下げについて、同町内会と協議しておりましたが、協議が調いまして、条例を廃止して同町内会に払い下げをしようとするものであります。

よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第169号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第19、議案第169号横手市境町財産区管理会条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 ただいま議題となりました議案第169号横手市境町財産区管理会条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、境町財産区管理会における協議の結果、財産区としての財政的な自立は困難であるとの判断から、今年度で財産区を廃止し、財産区管理会を解散するため、所有する財産を市に無償譲渡することなどについて同意を得たことから、条例を廃止しようとするものであります。

条例の内容であります。条例の本則では、横手市境町財産区管理会条例の廃止を、附則では施行期日と関係する条例の一部改正等について規定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） 境町財産区は私のふるさとの山であります。面積も200ヘクタールを超す広大な山林であります。しかも何十年境町地域の皆さんが我が山ということで手入れをしてきましたし、また老人クラブも総出で植林や下刈りなどをしたという経緯がありまして、今ではかなり立派な山になっておるわけでございます。

しかし、こういうふうな社会環境の変化で財産区の役員になる人がいない、あるいは地区住民の負担がなかなか大変だというふうなことで今度解散というふうなことは十分理解できます。しかし、これまでいけば境町地区の皆さんが心血を注いで築き上げてきた200ヘクタールの山林の財産を、市が今度管理していくことについて、その手法とか今後の見通しなどについてお伺いいたします。

○田中敏雄 議長 横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 境町財産区の経緯等については、赤川議員がおっしゃるとおりでありまして、大変歴史のある財産であります。このたび、財産管理会と解散の方向性について協議をいただいた中でもそういうお話がありまして、市に無償譲渡した後の管理についての管理会委員からの要望等についても十分お聞きしたところであります。現在管理会としては、春、秋の巡山、あるいは森林組合に管理業務を委託している、そういうレベルの管理であります。このレベルは市としても維持していきたい、ほかの市有林との全体的な管理方針というものを踏まえながら、可能な限り手を尽くしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） その点、十分ご配慮願いたいと思います。

それから、境町小学校の子どもたちが毎年のように植林をしたり、いろいろな活動をしてきているわけです。そういうふうな意味では、教育の一環としても大変いいことでもありますし、私も喜んでおるわけですが、今後も市にこういうふうに管理が移った後も、そういう教育の一環ということで、境町地域の子どもたちが、そういうふうな山に愛着を持てるような奉仕活動をしてきたことに、継続的にできるような配慮をぜひお願いしたいんですが、そういうことについてはいかがでしょうか。

○田中敏雄 議長 横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 お話のように、平成13年度から境町小学校の児童を対象とした植林や枝打ちといったふるさと体験学習というものを継続して行ってきたわけですが、今回の解散に当たって、このような経緯、かつて境町小学校がこういうことで表彰を受けたという例もありますし、そういう経過を大事にしながら、学校教育の場でこれからも継続していけるように学校当局と話し合いをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。14番近江議員。

○14番（近江湖静議員） 境町の財産区については、ただいまの32番さんの言うとおりの内容であります。特に伝統、文化、歴史でもある、そしてやはり今流の地域のコミュニティーについても十分役割を果たしたというふうに思っている財産区でありますけれども、非常に残念なわけですが、ここ一兩年の活動状況といいますか、そういうのはどういうふうになっておるのか。予算の関係で、お金の関係でどうしても維持できないというような話もわからないわけではありませんけれども、やはり市当局としては、今話したように、できるだけそういうコミュニティー的な、いわば財産区的な組織であると、そういうふうに理解しております。合併後、ややもすれば財産区のみならず、すべてのそのような組織・団体が、要するに費用の関係、財政的な問題で淘汰されるような状況がきて残念であります。逆に維持していかなければいけない。できるだけ維持するようなサポートをする、そういうような立場でありますので、その点についてもう1回お尋ねをしておきます。

○田中敏雄 議長 横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 財産区が地域のコミュニティーに果たす役割という観点からのご質問であったように思いますが、これまでも境町はふるさとの山という愛着が大変高いところでありまして、それなりに、例えば赤川議員からもお話ありましたように、児童・生徒もそれにかかわってきたという経緯がある、それから、かつては境町各家々で負担金まで出して管理をしていたという、そういう思い入れの強いところでありまして、ご意見はまことにそのとおりであります。何せ今山林の管理が、どういう状況で管理しても将来にどういうふうにつながるかという展望が見えない中で、なかなか管理会委員を含めて管理がちょっと手薄になっているという状況も実態としてあるわけでありまして、その辺のところを合わせて、市からも持ち出し一辺倒でこれまで運営してきたという経緯もあるわけでありまして、その辺のところを管理会としては判断していただいた。

さらには、地元の住民の意向そのものも、8割以上が、財産の存続についてお金を出してまで存続というのはやはり無理であるというアンケート結果も出ておるわけでありますので、その辺のところを踏まえた結果でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 地域の思いそのものを聞かせてもらいました。他地区の私が話すのも何ですけども、この条例の中でありますけれども、特別会計条例の規定による境町財産区特別会計に属する資産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計剰余金については一般会計が引き継ぐ、このように明確にうたわれておりますので、引き継ぐ以上、この数字について明確に教えていただきたいと思ひます。

○田中敏雄 議長 横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 この附則の中でありますように、出納閉鎖後の歳計剰余金については一般会計が引き継ぐということでありますので、本年度の会計がまだ経過中であるということからすると、本年度末にそういう数字が明らかになるということであると思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） でも、剰余金がないならいいんですけども、今200町歩という話もありました。そしてまた、管理が難儀だと、今区長みずから、8割の方がお金を出してまでいらないんだという話をされていて、じゃ、横手市として確かに今のエコや何からの中で山を守るという形の中でありますけれども、今度はこれの条例を改正をすることによって市が逆にお金を出すという部分を引き継ぐこととなります。そういう部分の中で、大体の概要についてどういうものか説明を受けないと、これを受けていいのか、逆に譲るほうはもったいないのかもしれないけれども、受けるほうもやはりその細かい数字等について説明してもらわなければ、私は受けられないと思ひますし、その部分について大体でいいからこういう形のものだということを教えてもらわなければいけないと思ひます。

○田中敏雄 議長 横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 ちょっと失礼いたしました。維持管理に関する経費のことを主に申し上げればよいかと思ひますが、維持管理に関する経費については、ここ2年間ぐらひは50万円から56万円程度、これは管理会への報酬とか、作業賃金あるいは作業委託料というものが主なものであります。

それから、収入の関係であります、これも過去2年間ぐらひは10万円から18万円程度で推移してあります。これは、県からの森林総合整備事業補助金等の収入です。ですから、管理に関する実態的経費としてはこれぐらひの経費がかかっているということです。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。34番塩田議員。

○34番（塩田勉議員） 境町の財産区の問題は前々から問題になっていたと思ひます。実際に市に移管になった場合、横手の地域局のどこで管理するのか、その話はまだ一度も伺っていませんので、担当の



部署がどこなのかお伺いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 まだ市の組織としては担当部署をどこにするかというような正式な決定はしていませんが、いずれは地域局で担当すると。そうした場合にうちのほうで想定をしまして、この間最後の境町財産区の巡山の際に、これから担当するであろう横手地域局産業振興課の担当職員と一緒に山を見に行っております。恐らく横手地域局の産業振興課が担当することになるものと思います。

以上です。

○田中敏雄 議長 34番塩田議員。

○34番(塩田勉議員) 市長、こういう問題は、これからほとんど山に手入れが行き届かなくなると。財産区の面積が結構あるわけですが、そういう場合に、財産区で持ちこたえられない場合に今後ともこういう形で市の所有になるのかどうか、そこら辺の見通しについてお伺いします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 財産区は、本来であれば市町村の財産に属する部分をその地域の特性を認めながら特別に設置する公共団体であります。本来財産区の財産は、ほかへ売する場合とかそういうのは厳しく制限されておりまして、知事の許可がなければできなくなっております。唯一できるのはその市町村に財産を戻すときだけというふうになっておりまして、財産区が解散した場合にこれを引き継ぐか引き継がないかという議論はそういうものではないと思います。財産区が解散したならば、本来あるべき市町村にその財産が戻るといふふうに考えていただいて、お願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。24番高橋議員。

○24番(高橋勝義議員) 全く関連でありますけれども、大分前なんですけれども、この境町財産区にごみ焼却所の予定がありました。市のほうでもこの地にいわゆるある一定の沼、あるいはそれに遮水、ナイロンなんかをやりまして、ここを候補地として選定したときがあります。

この地域は萱峠線に隣接しておりますので、ごみをそこで焼却するような、あるいは道路事情なんかは非常によくなっています。今後この地域に、そういう将来的な計画はありますか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 前に、県の産業廃棄物を設置したいということでいろいろありましたが、結果としては境町の住民も含めてお断りしています。

確かに萱峠線を利用して利便性のよいところもかなりありますけれども、個別にそういう施設を設置するかどうかについては、現在は検討も何もしておりませんので、もしもそういうことがあった場合には皆さんとご協議しながら進めてまいります。

よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第188号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第20、議案第188号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 ただいま議題となりました議案第188号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、公の施設について指定管理者を指定するため議決をお願いするものであります。

施設の名称は、横手市顧客利便施設こうじ庵、指定する団体は、これまでのタウンリノベーションよこて、略称TRY（トライ）21にかわって横手商工会議所でありまして、指定の期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） TRY21から横手商工会議所に変えなければならなかった理由はどういうことですか。

○田中敏雄 議長 横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 TRY21が、具体的に申し上げれば、今年度の役員会等で今年度末で解散するという方向性を打ち出しておりますので、事務局が商工会議所にもありますし、実態として商工会議所の職員等がこれまでのTRY21の事務局職員であったということも勘案すれば、引き継ぎはスムーズにできるし、事業の内容も会議所でやるべき事業が多いというようなことも判断して、引き続き商工会議所に指定をお願いすることになったというのが経緯であります。

○田中敏雄 議長 32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） TRY21というのは、タウンリノベーションよこてと組織的に同じですか、全然違いますか。いずれにしても市との関係も大分あるのではないですか。内容について。

○田中敏雄 議長 横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 提案理由でご説明申し上げましたが、TRY21というのはタウンリノベーションよこてと同じであります。

○田中敏雄 議長 32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） タウンリノベーションよこては、たしか横手市も出資した会社ではないですか。

○田中敏雄 議長 横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 横手市が1,500万円、民間が1,500万円、合わせて3,000万円で立ち上げた第三セクターであります。

○田中敏雄 議長 32番赤川議員。

○32番(赤川堅一郎議員) ですから、横手市が1,500万円出資している会社が3月に解散するということを今日初めて聞いたんですが、そういう解散に向けての経緯と市がどういうふうにかかわっているのか、その実情と今後のことについて……。

○田中敏雄 議長 横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 先ほどの答弁で申し上げましたが、解散の方向性を打ち出している。正式に解散するのは来年3月の株主総会等で決定するという運びになっております。大株主である市としても、市長、副市長なりがその都度役員会等に出席をして、その流れを判断いただいている、市としてもやむを得ない方向であろうという判断はしているところであります。

○田中敏雄 議長 32番赤川議員。

○32番(赤川堅一郎議員) ですから、1,500万円も出資している市が、そういう役員会で今度解散することになりましたからというふうなことで、議会に報告だけで終わりになるものですか。我々に対してもう少し情報を提供してもいいのではないですか、そういう方向が明確であれば。

市長にお伺いします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 国の法律が変わりまして、TRY21の形態の組織が中心市街地を活性化する団体として事業を継続できなくなったというのが大前提でございます。それに対応する方向では、TRY21としては不可能だということで、解散の方向に今進んでいるということでございます。もうちょっと具体的な経緯が出ましたならばというふうに思っておりましたけれども、少し説明が不足だったように反省はいたしております。詳しい動きが出てまいりましたならば、またご説明申し上げたいと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第196号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第21、議案第196号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。  
説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 54ページをお開き願いたいと思います。

議案第196号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、農村公園等の指定管理について管理者を指定しようとするものであります。表にございます

とおり、百万刈農村公園ほか39公園について指定しようとするものでありますが、新たに平成21年4月からは、56ページにございます表の一番最後であります。睦合農村公園が新たに21年4月から24年3月まで3カ年間で管理者の指定を行おうとするものでございます。

睦合農村公園につきましては、面積が約2,100平米ほどございますので、規定によりまして、管理料といたしましては年間4万円というのを想定いたしております。そういうことで、ここにあります睦合農村公園管理会に管理をお願いしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 農村公園において借地もあるはずであります。その部分について市有地、それから借地の割合、それから借地の額、それについて教えていただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 確かに借地というものはあるようであります。大変無責任な答弁になってしましますが、詳細ちょっと現在把握していませんので、後ほど、あるいはちょっとわかっている者がおればご説明申し上げます。いずれ借地はあるようでございますので、後ほど報告させていただきたいと思えます。

○田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 市長にお聞きしたいと思います。

この農村公園については、確かに市民の福祉の部分について非常に役に立っているんですけども、相手とするものが当該集落で、めったによその集落の人がここの公園に行って何かをするということがない。確かに条例の中でその面積当たりについて一定額を決められて、今言ったとおりに睦合4万円、どこどこの地区何坪あるから5万円、3万円とかという、そこは決めたんだけど、借地代を払って、そして管理費までやる、これが今財政が逼迫しているときに市の方向として正しいことか。市長がいつもおっしゃっているスクラップ・アンド・ビルド、非常に建てるのは得意なんですけれども、スクラップする部分の中で要するにつぶすのではなくて、利用する人たちをお願いをするという中では非常に手のつけやすい、お願いをすれば、そういうものだと私は思っているんです。そういう部分の中で、これは当該部がやれと言われてもなかなか難しいもので、これは市長がやっぱりスクラップするときには主体性を持ってやるべきだと。そういう思いの中で、こういうふうにならざるを得ないんですけども、その中で非常に、全部無償ならばいいけれどもお金がかかっている。方向性だけどうか示していただきたい。そのように思えます。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ご指摘された基本線は私もそのようなことだと思います。受益者がほぼ特定できるということであればなおさらそうだなというふうに思えます。ただ、私も個別にどれが借地料を払っているのか払っていないのか、いかほど払っていたかというのはちょっと個別の資料を持っていませんの

で、これは後で建設部長のほうから私のほうにも回してもらって、考え方の整理をしたいと思います。

○田中敏雄 議長 十文字区長。

○田中邦廣 十文字町区長 先ほど建設部長のほうに質問のありました借地の関係でございますけれども、確かに借地がございます。私の持っている資料によりますと、約2,100平米、21万5,000円ほどで借りております。睦合農村公園についての資料でございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。2番土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） 農村公園にはトイレの設置というのはどれくらいされているものなのかを教えてください。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 ちょっと数えてみますので、ちょっと時間ください。

○2番（土田百合子議員） トイレの設置がなされているとすれば、管理費の中にトイレ掃除の費用というのは入っているものなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 ざっとですが、トイレのあるところが3分の1強、4割弱ぐらいがトイレがあるようであります。

それから、トイレの管理と申しますか、例えば汲み取りですとか、そういう関係であります、一応指定管理の面積に応じて3万円ですとか4万円ですとか6万円という、段階的には5段階に区分しておりますが、金額的には4段階、3万円、4万円、5万円、6万円というふうになっておりますけれども、この3万円、4万円、5万円というものの主なものといたしましては、電気料というようなものを主体に考えているようでありまして、申しわけございません。間違えました。

電気料というよりも、施設の樹木の剪定ですとか、草刈りですとか、そういう維持管理ということを中心に考えてございまして、トイレの汲み取り等々については、原則先ほど申し上げましたように、全部がトイレあるわけではありませんので、4割弱ぐらいですので、トイレの汲み取り等々については管理料の中には含まれていないというふうにご理解をいただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。2番土田議員。

○2番（土田百合子議員） 最近ですけれども、非常にトイレの清掃がなされているのかというような住民からの要望がございまして、何とかこの維持管理費の中にそういう部分においてもきっちりと設定して取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、そういう部分についてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 先ほどの発言をちょっと訂正させていただきたいと思います。

面積に応じて3万円から6万円という管理料を市がお支払いすると言いましたが、それはそのとおり

なんですが、その中で、農村公園等にかかわる維持管理をすべてそれで賄ってほしいということのよう  
でありますので、先ほどトイレ云々別というようなニュアンスの発言をしましたが、すべてを含めて、  
市から入ってくるのは、管理料ですよということですので、よろしくどうか。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第205号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第22、議案第205号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。増田町区長。

○高橋誠 増田町区長 ただいま議題となりました議案第205号公の施設の指定管理者の指定につきまして  
ご説明申し上げます。

ページは65ページをご覧ください。

これにつきましては、横手市特産品生産振興センターの指定管理者の指定についてでございます。

1つ目の特産品生産施設につきましては、平成18年度から株式会社天下森振興公社を指定管理者とし  
たものでございまして、これを21年度から3年間継続したいということの提案でございます。

2つ目の穀類乾燥貯蔵施設についてでございますけれども、これは、転作作物といたしまして従来か  
ら作付を奨励しておりましたソバの乾燥貯蔵施設、これを21年度から23年度までの3年間、同じように  
株式会社天下森振興公社を指定管理者として指定したいということの提案でございます。

よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第170号～議案第209号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第23、議案第170号公の施設の指定管理者の指定についてより、日程第59、議案  
第209号公の施設の指定管理者の指定についてまでの議案37件を一括議題といたします。

一括議題とした37件については、説明を省略することとし、ただいまから議案に対する質疑を行いま  
す。質疑ありませんか。24番高橋議員。

○24番（高橋勝義議員） 農香庵について、あるいは指定を受けるウッディさんないについて。

農香庵そのものはもうかっていますか。ということは、受ける指定管理のウッディさんないが、この

貸借対照表1、2、3すべて見ますと、単年度で1,700万円前後の赤字になっています。それと、長期借入金が7,000万円ほどある。そして累損もずっと続いている。こういう状況で受ける側のウッディさん、果たしてこれからたしか平成20年3月いっぱいですから、昨年度も、19年度も18年度もたしか赤字だったように記憶しております。指定管理を受ける側が赤字の場合、それをずっと続けるということは、今後も赤字が累積するのではないのかなと思っておりますので、どういうふうに判断しますか。

○田中敏雄 議長 山内区長。

○大和正治郎 山内区長 ただいまの質問であります、議員さんおっしゃるように、やはり正直なところ若干の赤字になってはいますが、現在指定管理を受けながら、農香庵というのでありますが、直売所を主体にして経営しております。今現在は、農香庵ですが、約8,000万円近い収益を上げておりますので、その中で毎年鋭意努力しながら、前年は7,500万円、さらにその前は6,000万円というふうに年々上がっております。そういうふうにして努力しておりますので、今後それらについて、できるだけ早めに赤字解消等を図りたいと思っておりますが、いずれにしろ、さんないとしましても道の駅とドッキングしましてやっておりますので、経営等随時精査しながら、今後も進めてまいりたいと思っております。頑張りたいと思っております。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

議案37件については、お手元に配付してあります一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第210号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第60、議案第210号横手市における住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の実施の方法を定めることについてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第210号横手市における住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の実施の方法を定めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、住居表示に関する法律に基づきまして、次の71ページに図面が載っておりますが、区域といたしましては、東側は国道13号の西側から、北側は県道横手大森大内線、それから西側につきましては、現在の平鹿総合病院と体育館の間にあります市道を境といたしまして、それから南側につきましては、県道横手東由利線になります。という駅西地区区画整理事業の区域を主たる区域として定めようとしております。

この中には、駅西地区の土地区画整理事業区域外の、現在体育館ですとか本庁舎、北庁舎、南庁舎等々が建っております区域も含めております。

それから、住居表示の方法であります、これについては街区方式と定めようとするものでございます。この方法につきましては、街区方式とそれからもう1個ございます。街区方式というのは、おおむねこういう固まりをもって、ブロックをもって定めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第211号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第61、議案第211号字の区域及びその名称の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 議案第211号について説明いたします。

73ページ、74ページをちょっと比較してご覧いただきたいと思います。

まず、74ページのほうですが、黒い部分で囲まれました条里一丁目、それから条里二丁目、条里二丁目の「目」の隣にある黒い線は間違いですので、この部分は黒くない線としてご覧いただきたいと思います。それから、条里三丁目が今度新しくなるところであります。

73ページをご覧いただきたいんですが、条里一丁目は横手町字一ノ口の一部と前郷字下三枚橋の一部と婦気大堤字下久保の一部で構成されます。それから条里二丁目ですが、横手町字一ノ口の一部と、それから横手町字四ノ口と横手町字下飛瀬で構成されます。それから条里三丁目は、条里跡般若寺線のところでありますが、こちらから北側であります、こちらのほうは横手町字一ノ口と、それから横手町字二ノ口で構成される内容であります。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。7番小笠原議員。

○7番（小笠原恒男議員） 先ほどから、議案の160号、それから今の前の210号、211号に関連でございますけれども、住所変更といいますのは、ただ住所変更されるだけではなく、それぞれの家庭または事業を営んでいる人たち、事業所にとっては非常に経費がかかります。住所変更のために法務局の変更、銀行の住所の変更、それから印刷物の封書等なんかの変更があります。多分印刷物の封書なんかは1年も前から大量に頼んでいると思います。そういう意味で非常に経費的負担もかけるわけでございますので、変更になりますよという通知は大体どれぐらい前から周知徹底するようにしているものでしょうか。そこら辺のところを教えてくださいと思います。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 本議会の議決事項でありますので、正式には本議会の議決を経た後にということ



になりますが、この住居表示を行うに当たりまして、7月の上旬から地区の住居表示審議会、地区審議会を4回開催しております。それから、8月、9月には住居表示審議会を2回開催いたしております。住居表示審議会の決定を経て、縦覧公告期間を1カ月間設けております。縦覧期間は既に終了いたしておりますが、その間にはそれぞれの該当する町内会地区で説明会を数回開催いたしております。そういうことであくまでも決定ではございませんので、おおむねという表現になりますが、おおむね関係者には、来年の2月23日以降にはこういう住所になりますということの、正式ではありませんがお知らせと申しますか、それについては周知を図っているつもりであります。

ただ、先ほどその経費の関係につきましては、やはりそれぞれの企業さんですとか、あるいは各ご家庭で郵便局さんのほうから、何枚かの住所が変更になるというようなお知らせのためのはがきは配付になるようではありますが、その他の登記の関係ですとか、さまざまな経費については大変申しわけありませんが、心苦しいんでありますが、それぞれのご負担をお願いをしたいというふうに考えていますのでよろしくどうかお願いします。

○田中敏雄 議長 7番小笠原議員。

○7番（小笠原恒男議員） 別に経費を出してもらいたいということを言っているわけではございませんで、極力今ご説明があったとおり、早目に内示という形で周知徹底しているということでございましたので、そうであればそれで結構でございます。

どうもありがとうございます。

○田中敏雄 議長 ほかに。32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） 実は、私はこの住居表示はなぜ条里跡と付かないんだろうかというふうに思いまして、縦覧にも来ました。短期間でいろいろ聞きました。

ご存じのように、条里は日本の古代の区画整理です。条里はいわば区画です。跡がつくことによって、あの地域がそういうふうな遺跡の跡ということがわかるわけです。部長も言われましたように、山形までが条里の北限と言われたのが、昭和34年に横手市が区画整理を始めるために航空写真をつぶさに調査検討した結果、どうも条里跡だというふうなことが国土地理院で発見して、それで条里跡。ごく最近まで、あそこには条里遺跡の標柱がありまして、陰のほうに条里遺跡の意味合いから経緯を全部表示しておったのです。それが今なくなったわけでありまして。ですから、いわば横手市ではそういう貴重な遺跡なわけです。今あそこを条里遺跡広場という名前をつけておりますが、正式には条里遺跡だけです。ですから、そういう住居表示の仕方としては条里というのは簡単でもいいかもしれませんが、横手市のあそこ一帯が条里遺跡として、文化財保護協会、いろんな関係の中で随分と研究され大事にしてきた経緯があるんです。あそこの市道も条里跡般若寺線というちゃんと名前がついてあるわけです。

ですから、今回条里跡がつかないのは、私はまことに残念でありますし、そういうふうな意味で審議会でどういうふうな審議経緯があったのか、恐らくそのことについて触れないはずがないと思いますので、そこら辺の経過についてお伺いいたします。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 住居表示審議会というのは条例で規定された審議会でございますけれども、条例の中には、先ほどから何度か話がある地区審議会という会を設置することができるというふうになっています。地区審議会というのはどういうことかといいますと、これは条例で規定したもので何でもなくて、条例の審議会の中の下部機関と申しますか、本物の審議をするための前段として、地域に居住する方々、あるいは今回区画整理地内でしたので、区画整理の関係者ですとか、その方々にお集まりいただきまして、地区審議会を先ほど申しましたように4回開催をいたしました。

その中でも、議論としては、要約しますと3点ほどあったかと思えます。1点は、駅西という区画整理区域でありますので駅西何丁目がよいという意見、それから、ここは条里制の古代の区画整理の北限と言われているので条里という、あるいは条里跡というのをつけたらいかがかというふうな意見。地区審議会の結論といたしましては、駅西ということ、結構先ほど申し上げました、北は横手大森大内線までですので、駅西というイメージからはちょっと違うよという話になりまして、駅西というのは多数の意見にはなりませんでした。それで、あとは条里跡、条里ということですが、地区審議会の中では、何々跡という町名というのはやはりいかがかなというような意見が多数を占めました。

ということで、条里なのか条里跡なのかという議論の中では、条里であろうと。が、よかろうということで、地区の審議会では条里一丁目から三丁目というふうに、地区の審議会というのは町内会の会長さんですとか、そういった関係者で6名でしたか、7名でしたかの会でありますけれども、それぞれお盆を挟んで町内会に持ち帰って、町内の総会、役員会等々でたくさんそういう議論をしていただきました。ですから、六、七人の方々が自分の考え方でということではなくて、それぞれの町内で話し合いをした結果を持ち寄っていただいたということで大変感謝をいたしております。そのことの持ち寄ったそれぞれの結論として、地区審議会の結論として条里一丁目、二丁目、三丁目というのがいいだろうということで、その案をもって、条例で定めております住居表示審議会の開催をお願いいたしました。

この住居表示審議会の構成メンバーであります。決まっている方々が4名ほどおります。1つは法務局の横手支局長、それから郵便局の横手郵便局長、それから市の関係者でいきますと市民課長、いわゆる住所をつかさどる市民課長、資産をつかさどる資産税課長というこの4名については、条例上ちゃんと規定でうたっておりますので、この方々についてはそのとおりであります。法務局支局長、郵便局長、市民課長、資産税課長。それから、もう4名の方については、文化財等々含めた学識経験者、有識者ということで4名の方をお願いいたしまして、都合8名の方々が住居表示審議会を開催いたしました。その4名の方々につきましては、横手文化財保護会長さんも今回入っていただきました。あとはかつての別の住居表示審議会でも議論をお願いした方ですとか、等々ということで審議をいたしました。

やはり、今赤川議員さんがおっしゃるように文化財の関係の方々からは、強力に条里一丁目、二丁目というのはおかしいという話、条里跡一丁目、二丁目でなければおかしいという議論がたくさんありました。それは、確かに文化財という視点だけでいけば、条里跡ですので、条里遺跡ですので、あそこは

条里遺跡が昔あったところですよというのは、これは文化財の視点からいけばまさにそれが正解だと思います。ただ、文化財の視点イコール住居表示なのかということ、これはまた必ずしもイコールではないのではないかということで、審議会長さん、それから区長さんに大変ご難儀をおかけいたしました、全員の方々から、8名の方々から意見をちょうだいいたしましたところ、条里跡ということではなければおかしいということの発言をされる方が複数おられました。もう一方では、そこに住んでいる方々、これから住み続けるであろう方々が条里跡ではないよね、条里だよねということ、そこに住んでいる方々、これから住む人方の意見というのは、意向というのは最大限尊重すべきではないかという意見もございました。

ということで、実は審議会を2回開いたと言いましたが、1回目の審議会では結論に至りませんでした。もう1回地区の審議会のほうに、わかりやすく言いますと差し戻しをしたほうが良いということで差し戻しになりました。また地区の審議会を開いて、こういうこと言われましたということでやり取りを数回やりまして、2回目の住居表示審議会では、多数決をとったわけではないんですが、全体の流れとしては、条里一丁目、二丁目、三丁目によかろうと。ただし、複数の方々から先ほどありましたが、あそこには標柱、あるいは銘板があったので、それを必ず復活させてほしいと。それは約束をしました。必ず復活を、従前に増してもっといいものをつくりたいなと思います。

そういうことで、最終的にはやはり町名として条里跡というのは、跡までは必要ないのではないかとということで、条件は一、二つきましたが、形上は条里一丁目、二丁目、三丁目というのも住居表示審議会決定をいただいて、そういう答申をいただいたというのが経緯であります。

○田中敏雄 議長 32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） どうもありがとうございました。

これは、そういう地区住民の決定は尊重しなければならないと思います。通常、住居表示審議会を2回開くということも異例だと私も思います。私は、条里でいいと言う方々を云々するのではないんですが、横手市の古代からの遺跡を、これを機会にみんなが理解し合い、我々の文化財として、そういうふうな意識をもっともっと広げていかなければならないという、私の気持ちもありますし、そういうふうな今の条里遺跡について深く理解する人がだんだん少なくなってきました。そういう意味では、いわば名前は付けてしまえばそれでいいわけですが、そういう中身といますか、歴史というものを、審議会でされた意見を尊重して、部長のところだけではなく、教育委員会もぜひ協力して、今のすばらしい横手条里遺跡を、将来ともに言い伝えて保存できるように特段のご配慮をお願いします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

午後の開催時間を1時半といたします。

午後 0時21分 休憩

午後 1時30分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第212号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第62、議案第212号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 議案第212号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてご説明申し上げます。

本案は、温泉施設特別会計への平成20年度一般会計からの繰入額を2億6,435万7,000円以内に改めようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第213号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第63、議案第213号平成20年度横手市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第213号平成20年度横手市一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

予算書のほうをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億1,158万3,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ493億107万3,000円に定めようとするものでございます。

次に、第2条の繰越明許費でございますが、7ページのほうをお願いいたします。

7ページ、第2表、地方道路整備臨時交付金事業ほか2件について、翌年度に繰り越して使用することができ経費を定めようとするものでございます。

地方道路整備臨時交付金事業では、条里跡般若寺線改良工事で地権者との協議に不測の日数を要して

おりまして、事業費の一部について繰越明許費を設定するものでございます。

山内生涯学習センター改修事業では、地域活性化緊急安全実現総合対策実施計画に基づきまして、山内生涯学習センターアスベスト除去事業を繰越事業として行おうとするものでございます。

林道施設災害復旧事業では、雄物川地域の林道比丘尼沢線災害復旧事業について、冬季に入り、工事施工が困難となることから繰り越して事業を行おうとするものでございます。

第3条、債務負担行為の補正でございますが、8ページから15ページまでの表のとおり、連続紙レーザープリンターリース料ほか69件について債務負担行為の期間及び限度額について規定しようとするものでございます。このうち、8ページの山内三又コミュニティセンター指定管理委託から15ページの大森農産物食品加工体験施設指定管理委託までの67件については、平成21年度からの指定管理委託について期間と限度額を定めようとするものでございます。

第4表、地方債の補正でございます。

16ページのほうをお願いします。

4表に山内中学校改築事業ほか1件を追加いたしまして、地方道路整備臨時交付金事業ほか3件について事業費の変更などにより、その限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出のほうからご説明申し上げたいと思います。

今回の補正は、歳出全般にわたりまして、人件費についての過不足を調整するとともに原油高騰などにより燃料費の不足額について予算措置をしてございます。

それでは、27ページのほうをお願い申し上げます。

1款議会費の1項1目議会費におきまして、議会管理費として41万9,000円を計上してございます。これは、議員定数調査特別委員会の運営に関する経費などでございます。

次のページでございますが、2款総務費、1項総務管理費の7目企画費では、平鹿病院跡地対策費として4,979万1,000円を計上しております。これは、平鹿総合病院跡地のうち再開発区域外の北側の土地を取得するに当たりまして、再開発事業との関連で解体工事が遅延したことなどによりまして生じました秋田県厚生農業協働組合の損失分や係り増した経費などを補償するための経費でございます。

30ページのほうをお願い申し上げます。

同じく2款でございます。10目の電算情報管理費に住民情報系運用管理費としまして2,135万7,000円を計上しております。これは、介護保険システムの平成21年度法改正対応のためのシステムの改修費などでございます。

飛びまして、32ページのほうをお願いします。

3款の民生費に移ります。1項2目の障がい者自立支援給付費に介護給付費としまして7,607万5,000円を計上しております。これは、身体障害者福祉法などの適用を受けておりました入所通所施設サービスにかかわる扶助費について、障害者自立支援法の移行に伴いまして、自立支援法の介護給付費として支給されることなどによりまして、歳出の組み替えとサービス利用者の自己負担の減額に伴う給付費の

増額分について補正しようとするものでございます。

33ページをご覧ください。33ページを閲覧いただきたいと思います。

同じく8目介護保険対策費に介護保険事業特別会計繰出金として8,417万9,000円を計上しております。これは、居宅介護サービス給付費や地域密着型サービス給付費が当初予算に比較して大幅に増額する見込みとなっているため、市の法定負担分について繰り出しを行う経費でございます。

34ページのほうをお願いします。

同じく2目児童措置費に保育所運営費としまして5,661万9,000円を計上しております。これは、平成20年度で保育単価の改正があったことと、入所児童数の増加によりまして負担金が増額見込みとなりまして、今回補正しようとするものでございます。

ただいま2目と申しましたが、3目に訂正していただきたいと思います。

次に、35ページのほうをご覧ください。

同じく3項2目扶助費に、一般扶助費としまして2,108万3,000円を計上しております。これは、保護決定件数の増加により扶助費が増加する見込みとなるから補正しようとするものでございます。

36ページ、4款のほうに移ります。

4款衛生費、2項2目塵芥処理費では、東部環境保全センター管理運営費としまして2,486万円を計上しております。これは、これまで委託事業として行っておりました焼却残渣などの運搬を経費節減のため、来年度から直営で行うため、コンテナトラックを購入する経費と焼却炉内の耐火物れんが等ですが、崩壊してきておりまして、これを緊急に補修するための経費などでございます。

次に、38ページをお願いします。

6款に移ります。6款農林水産業費、3目の農業振興費にあなたと地域の農業夢プラン応援事業費として212万4,000円を計上しております。これは、夢プラン応援事業の集落営農組織からの要望に対応するためなどの経費でございます。

39ページに移ります。

3目農業振興費で、横手市特産品開発支援事業に107万円を計上しております。これは、特産品開発補助について2回目の申請を受け付けましたところ応募が10件ありまして、そのうち7件について補助決定をしていることから、食のまちづくり事業の経費を減額いたしまして対応しようとするものでございます。

7款に移ります。

40ページでございます。

7款商工費、5目温泉観光施設費に市営温泉施設特別会計繰出金としまして1,563万円を計上しております。これは、三吉山荘、雄川荘、えがおの丘、ゆっふるの4施設に対しまして、燃料単価の高騰に伴う予算不足の見込み額などを繰り出そうとするものでございます。同じく公共温泉施設資金貸付事業に4,429万円を計上しております。これは、株式会社山内振興公社で運営しております鶴が池荘の財務

状況の悪化から、公社の長期借入金の返済が大変困難となつてきておりまして、その資金を貸し付けようとするための経費でございます。

41ページの8款に移らせてください。

8款土木費、3目道路新設改良費に地方道路整備臨時交付金事業から1,000万円を減額しております。これは、条里跡般若寺線の補償対象物件を変更したことと、東部3号線の事業費の減による減額でございます。

42ページの6目雪対策費では、除雪費として1,276万4,000円を計上しております。これは、除雪車の燃料費の補正でございます。

続きまして、44ページに移ります。

9款でございます。9款消防費、1目の常備消防費に常備消防経費として489万6,000円を計上しております。これは、燃料費の補正と消防分署等で使用する事務用のパソコンが不足しておりまして、新たに15台を購入するための経費でございます。

45ページの教育費に移らせてください。

10款教育費、1目学校管理費、全体で1,518万6,000円を計上しております。これは、各学校の燃料費の補正と学校内の消防施設や電気設備などの点検を受けまして、設備を修繕するためなどの経費を補正しようとするものでございます。

47ページの中学校費、1目学校管理費に中学校改築事業に1,207万円を計上しております。これは、国の学校施設耐震化促進のための緊急支援措置に対応しまして、学校耐力度調査で改築が必要との結果が出ております山内中学校につきまして、改築の調査、設計などを行うための経費について補正しようとするものでございます。

同じく4項の3目公民館費に社会教育施設改修事業としまして、4,979万5,000円を計上しております。これは、山内生涯学習センターのアスベストを除去する改修工事を地域活性化緊急安心実現総合対策交付金3,000万円を充当しまして、繰越事業を行おうとする経費でございます。

続きまして、ちょっと飛びますが50ページのほうをお願いいたします。

50ページ、12款公債費、1目元金では、公債費償還元金として403万7,000円を計上しております。これは、本年度、株式会社モリが、地域総合整備資金を借り入れしまして、14年償還で据置期間がないため、平成21年1月から償還元金について今回補正を行おうとするものでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

前に戻りまして、18ページのほうをお願いいたします。

18ページ、9款地方特例交付金では、地方税等減収補てん臨時交付金978万8,000円を計上しております。これは、道路特定財源の暫定税率執行期間中の地方譲与税の減収を埋めるために今年度交付されたものでございます。

次に、10款の地方交付税は、普通交付税としまして2,376万円を計上しております。これは、地方税

等減収補てん臨時交付金を基準財政収入額に算入いたしまして再計算を行った結果、普通交付税の再算定で181億5,923万1,000円と決定になりましたので、その差額分を今回増額補正してございます。

そのほかといたしまして、特定財源といたしましては、14款国庫支出金では、保育所運営費負担金あるいは生活保護費負担金、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金などを含めまして8,994万7,000円、また、15款県支出金では、保育所運営費負担金などで2,318万円、21款の市債では石綿アスベスト対策事業債など3,600万円を計上いたしまして、不足する一般財源につきましては、繰越金を3億1,494万円を計上いたしまして、総額で5億1,158万3,000円を補正計上しております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 28ページをお願いします。

総務費の中の企画費であります。平鹿病院跡地対策費についてお尋ねをいたします。

11月27日の地元紙であります。買収がおくれて、補償費4,900万円、この文字が躍っていきまして、これがひとり歩き、今市民の間でしております。

そういう中で、市民の声は、どういうことか、また何かやったのか、また何かやって、また市で4,900万円損するのか、そういう話がひとり歩きしているわけであります。これは非常に困る。しっかりとした中身をわかってもらっての批判ならあえて受けて立つところがありますけれども、これは説明不足だと。あえてこの席でお尋ねをするわけがありますけれども、市長がその土地代に大きな開きがあり、買収の遅れが病院の資金計画にずれを生じさせたために補償費を支払うことにしたと、これの経緯とわかりやすい説明をまずはお伺いいたします。

それから、併せて当市の中核病院である平鹿病院については、旧市町村時代からの話である。そういう中で、旧市町村保険組合が窓口になっていたために、私も旧町で議員していましたけれども、なかなか理解と納得をしていない部分の中で、記事がひとり歩きして、合併という1つの山を越えて、今このような状況になっていると。そこから説明してもらわないと、なかなかここも理解がしがたい部分があるんじゃないか、それも合わせて説明をお願いします。まず、それ大きな1点であります。

それから、2点目であります。

商工費であります。40ページであります。

温泉観光施設費の公共温泉施設資金貸付事業であります。これについては昨年もありましたし、今年度もですけども、額が同じだと。貸し付けの額が同じだと。これは債務負担でやっていたわけではありませんし、去年の附帯決議の中で圧縮しようではないかと、圧縮しなければ認めないぞという形の中で、1,000円でも2,000円でも途中で事故があったというのはわかりますけれども、1,000円でも2,000円でもその貸付額を少なくする、そういう方向性だと思ったんですけども、額が同じだということに非常に私は疑問を感じるので、その額の問題。そしてまた、貸付金と書いてありますから、いつまで貸して、いつから返してもらうのか、それも市民にわかりやすく説明をしていただきたいと思います。



それから、3点目であります。

教育費であります。47ページでありますけれども、中学校の改築事業1,207万円載っています。山内について本当に腰上げてくれてよかったなと思っておりますけれども、学校統合スケジュールを出してもらっていますけれども、こういう中で半年早まっているのかな。そういう形の中で早まっているとすれば非常にありがたい話なんですけれども、そのスケジュールの中で、改築は子どもたちが入れるまで、なるべく短くするのが、私の主張でありますし、それがどうなっているのか、今回のことで。

以上、3点お願いいたします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長

○鈴木信好 総務企画部長 まず、平鹿総合病院の件でありますけれども、今までこういうふうな形で、全体の中で説明するという機会がなかなかなくて、つくらなかったという責任もありますけれども、大変申し分けなく思います。

大変恐縮ですが、過去の経過から若干話しますので、できるだけ短く話しますけれども聞いていただきたいと思えます。

まず、平成7年に8市町村が合意して、平鹿病院の建て替えについて厚生連に要望を出しています。これは、8市町村でやりましたので、広域市町村圏はこの平鹿病院の改築に当たっては一切関係がございません。要望を出しました8市町村と、当時まだ農協が一本になっていませんでしたので、農協の組合長と一緒に厚生連に改築を要請しました。そうした中で、平成9年に8市町村長と各農協の組合長が集まって、平鹿総合病院建設検討委員会というのを設置して、平鹿病院の早期改築に向けて、地元としての支援も含めていろいろ厚生連と対応してまいりました。平成12年には、用地が今建っている位置に決まりまして、その後は、今度は実際に雄勝中央病院などほかの建て替えの病院もありましたので、早期に着工していただきたいというお願いをしながらやってきましたが、雄勝中央病院のほうの着工が早く決まったという経過があります。

そうした中で、平成15年5月に、厚生連としては建設に当たっての費用捻出がいろいろありますので、そのことも含めまして、旧平鹿病院のところをちゃんとお金にしなければ建設に着手できないということで、それを買ってほしい、あるいは額を約束してほしいというふうな話をされましたが、額は約束できませんが、はっきり買取るという言い方もできませんが、実質的には完成するまでには買取るということで約束をして話を進めてまいりました。その返事を平成15年5月に厚生連の会長あてに代表として横手市長名でしております。当時は市そのものが合併するかしないかわからないところで、建設地は横手市なので、全体を旧横手市で対応してほしい、みんなで応援する分には合意するけれども、土地そのものところは横手市で対応してほしいということを踏まえまして、横手市長が厚生連に、建設してオープンするまでには買取るというふうな趣旨の、文言はそうではありませんけれども、そういう趣旨の回答をしております。

平成16年9月に平鹿病院が着工して、平成19年1月に平鹿病院は完成しました。実質運用は4月から

であります、その2カ月間に引っ越しのことやら新しい病院での運営の仕方などもいろいろ訓練しながら、4月1日オープン準備をしてきたところであります。

病院の中身はそうですが、一方建設費の絡みで、平成19年1月に完成すれば、その建設代金は工事業者に払わなければならないわけですので、なるべく早く旧病院跡地を換金したいということで、年度ではなくて平成19年中に、市が買い取る方向に協議を進めてまいりました。結果としては今になったわけですが、平成19年中に買い取れないわけでもありませんでした。建物も付けて、そういうことを条件にして買い取れば買い取れなくなかったと思いますが、仮に平成19年に買い取りをしていたとすれば、今の土地が下がった分とかは下がらないままで、そのまま契約しますし、1,700万円の固定資産税も実質的には市に入ってこないということで、今と同じような市からの支出で契約ができたと思います。ただ、我々としては、建物がまずあるということ、建物そのものは余りあれなんですけれども、建物があるということと、それから病院敷地ですので、医療廃棄物が出た場合にはその処理等にかかりの金がかかるということも想定していましたので、解体して医療廃棄物がないことを確認して引き受けをしたいところから、厚生連からは契約して早く金がほしいという話がありましたが、我々のほうで何とかそれを確認するまで待つてほしいということでいろいろ話をしてきました。それが今日であります。

新聞のほうに書かれております再開発事業との絡みで、今財務部長もそのように説明しましたが、表に見えている分はそういうふうな形ではあります、再開発事業組合は、厚生連のスケジュールに合わせて仕事をしているわけではありませんので、厚生連の思惑、あるいは我々の思惑からすれば、再開発事業が遅れたような印象、外目にはそういうことではあります、再開発事業組合はそれに合わせて仕事をしているわけではありませんので、再開発事業組合が責任あるというふうな内容のものではないというふうに思っています。

それからもう一つは、19年に契約しなかった結果がこうなっていますけれども、例えば、民間の方々の売買によれば、19年に約束をして、19年のお金で買い取るということも実質的に可能だと思います。市としてもそれは可能だと思います。ただ、市は公共団体です、それから、例えば今の地価の動きとか、そういうものに市が取引した内容が、例えば地価調査とか、地価公示とかそういうものにもいろいろ反映されてきますので、そういうことをいろいろ考えれば、19年に約束した額で今回契約するというのは、今は下がった価格なのに高い額で契約するということは、例えば地価の動向なんかにも影響を与えることですので、今回は19年に契約した内容と結果的には同じ内容になるようにして、そして地価の影響とかそういうものを考慮しながら、土地売買という名目で契約する分は、平成20年の今の適正価格といますか、そういうもので契約し、平成19年に契約したと同じ状態にするために、19年に契約すれば入ってこなかった固定資産税は、言ってみればお返しをする、それから、平成19年に契約していれば、今のように下落しなかったという分もそちらのほうに払うような形をいろいろ考えた結果、補償費ということでの、この名目がもしかすれば大きな誤解のもとになっているのかもしれませんが、現在の市の

歳出の中身で考えた場合には、補償費として支出せざるを得ないということで、今回ご提案申し上げました。

ですから、実質的には平成19年の取引と同じ状態に、今回はまずするための補償費というふうな内容でご理解いただければというふうに思います。

それから、もう一ついきましたが、広域の件は先ほど申し上げましたように、広域市町村圏では一切タッチしておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

関連の温泉の件であります。まず、昨年1年間の業績でいきますと、18年度よりも営業成績は300万円弱ほど改善をしております。これは、実質的には温泉のストップとか補修とかとまることがさまざまありました中で300万円改善されているということですので、もしも、温泉がとまったりしなかった場合にはもっともっと改善されたものだと思います。

しかしながら、全体的に見ますと、実際のキャッシュの関係で、今営業している中から借入金返済に回すというのはなかなか困難でありまして、今回も借入金と同額の4,429万円を融資することにいたしました。現在いろんな取り組みをしまして、今後も営業については、我々としては今の状況でいけばかなり改善される見込みであるというふうに思っております。今いきなりこれが入らなくて温泉がストップしなければならないとか、そういうふうな状況にならないように何とかしなければならないということで、借入額と同じ額を今回もお願いいたしました。

この返済であります。8年据え置き18年償還を予定しております。現在の営業成績からいきますと、そういう状態で返済が何とかかなうのではないかなというふうに考えていまして、さらにこの後の返済のことも考えながら、8年据え置き18年償還、ただ実際には、建物のこととかさまざまなことがありますので、このままずっと続けていくというわけにはなかなかいかないことだと思いますので、この後営業を継続しながら、その改善方策についてもさらにもっともっと、今の段階でもう決定的な改善策というのはなかなか見つかっておりませんが、もっともっと改善に努めるように、山内振興公社の職員だけではなくて、市役所も応援団となって一生懸命みんなで頑張るって、何とかしてこの温泉を継続していくように頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 教育指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 前にお示しをいたしました統合スケジュール案の中の山内小・中学校につきましては、校舎検討会という立場で委員会を立ち上げて、今後の山内中学校のあり方等について審議をしていただきました。スケジュール案のほかの学校については、統合を前提に校舎の建築等、改修等を目指したものでありましたが、山内小・中学校については、これまでのいきさつ上、現在の危険な校舎をどのような形でやっていったらいいかという視点での話し合いとなりました。それが、住民説明等を経まして、体育館と理科室、図書室等を含む特別教室棟、それから、技術科室棟の建物が安全であるという状況にあります。これから、今後の山内中学校を考えまして、音楽室を含む普通教室、必要最低限の部分について改築をしながらという方向性が出されました。

軽量鉄骨等による比較的安価な建物ということで、今後10年ぐらいのスパンの中でさらに山内中学校のその後のあり方も検討するという附帯事項をつけながら、今回の改築という方向性になりました。

その中で、いわゆる危険校舎、子どもたちの危険を回避するということが大前提であろうというふうに考えまして、何とかこの12月の補正にかけさせていただいて、設計を早く済ませることによって、21年度中に校舎建築を完成して、引っ越し形でできないかということをお願いをしたところであります。

何とぞご理解いただければと思います。

○田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） それこそよかったと申し上げる一言です。

それから、平鹿病院関係なんですけれども、言葉ですらかなかなか市民にどういう理解をされるかというかは難しいところなんですけれども、せっかく今直接これが過程につながっていると、今議会から。そういう部分の中で、非常に大事な説明だったと思うし、これからも広報等で、やはり十分にその部分を誤解のないようにしてもらいたい。平成19年の価格で買ったんだと、そのときに売買契約があったんだと、口約束だけどもなったと、そういう形の中でお願いしたい。

ただし、これだけは聞いておかなければいけない、数字的に。ということは、今買うお金が2億8,340万円です。補てんだけではなくて、公社を使うのだけれども。だから、坪16万7,640円、また、片方が坪14万5,530円の土地を当市の事業計画の中で、この財政規模の限られた中で駐車場に使う、これが果たしていいか悪いかです。非常に私からすればもったいないと。まず一点そういう中で、出さなければいけないという思いはわかりますよ。でも、平鹿病院に関しては15億何がしの金が補助金の形の中に出ていると、それはそれとして、この買い取りの中でそれが本当に妥当かどうか。

それから、もう一つであります。今言った坪16万7,640円、坪14万5,530円の買い取り価格ですけれども、横手の管財の中で、ちょうど寿町の363の1というのが売りに出ています。うちのほうで売る価格が坪9万7,350円なんです。坪9万7,000円で売っていて、同じ所が16万7,640円、14万5,530円。これが果たしてあの広大な面積、道路に構えて家が建つというところではなくて、真ん中も含めての話ですけれども、金額が確かに鑑定士が入って、それはそうだかもしれないけれども、妥当かどうか。だって、管財と同じところでやっている感じなんでしょう、財務の雰囲気として。買うほうは高く、売るほうは安くではたまったものではないなという思いの中でですけれども、どうなっているか。そこだけ確認させてください。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 まず、駐車場に使うことについてどうかということではありますが、土地の価格と駐車場という点だけ見れば、いささか心がすっきりするという感じではございません。ただ、今回の駐車場というのは、再開発事業のエリアの利用の効率を飛躍的に高める働きのある駐車場ということですので、この駐車場あるなしで利用の状況も違ってくるのではないかなと、そういうことから再開発組合も含めて、全体の中で駐車場の確保をどうしようかと頭を悩ませている中で、今考えられるもので

は最も効果的に使う方法ではないかなというふうに思っているところでもあります。

それから、単価の面ではありますが、管財で売り出しているのは地下道の入り口の高架の真下であります。ですから、単価はおのずと相当違うものだと思います。

よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。20番石井議員。

○20番（石井正志議員） 4款衛生費の東部環境保全センター管理運営費についてお伺いしたいと思います。

先ほどの説明では2億4,860万円の補正であります。コンテナトラックの購入費と施設の補修ということでありました。加えて、先ほどの財務部長の説明では、これまで運搬作業を民間業者に委託しておいたものを、今度は取りやめて直営にするというお話でありました。そのほうが割安だということのようでもありますけれども、まず1点、委託業者にこの話は行っておるのかどうかお伺いいたします。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 この委託につきましては、まだ業者の方にはお話しはしていないと思います。担当のほうからはそういうお話しは、まだ私は聞いておりません。

○田中敏雄 議長 20番石井議員。

○20番（石井正志議員） いずれにしても、こうした運搬作業、あるいはごみ処理なんかの問題にしましても、かなり民間業者に委託するという方向でこの間進められてきたというふうに思います。

今回のこの残渣の運搬作業につきましても、相当の年数、民間業者が請け負ってやってきたものだと思いますけれども、それなりに車両なども整備しながらやってきたと思うのですけれども、かなり業者にとっては痛手ではないかなと。私はある意味では地元の業者というのを育成していくという使命も行政としてはあるわけでありまして、その辺のところをどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 この委託に関しましては、その業者の方と委託契約を結んで、その運搬作業をお願いしているわけですので、その委託契約書の中身の中で、このことについてはいろいろ業者の方と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○田中敏雄 議長 20番石井議員。

○20番（石井正志議員） 具体的に聞きますけれども、このコンテナトラックの購入費というのはどれくらいなのか。それから、現在どれくらいの委託料を支払っているのかお知らせ願いたいと思います。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 4トントラックで920万円ですけれども、これは、コンテナをアームで荷台に引き上げるという特殊なトラックでございます。それで、委託契約の金額なんですけれども、年間600万円弱でございます。

○田中敏雄 議長 20番石井議員。

○20番（石井正志議員） 620万円の契約を業者が結んでおられるとすれば、今回取りやめるといふこととなりますと相当なショックだと思います。痛手だろうというふうに思います。業者に委託しておつて、かかる費用のほかに何か不都合なことでもあったのかどうか、あればお聞かせ願いたい。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 まだ実験段階なんですけれども、今、各衛生センターで汚泥関係をセンターで燃焼させているわけなんです、その経費が燃料費、それから維持補修費、そういうものを考えますとかなりの金額になっていると。今メンテナンス業者の方から、特に雄物川の衛生センターのほうの焼却炉のほうをいろいろ点検してもらっていますけれども、大体6,000万円ぐらいはかかると。かなり大きな金額です、それから汚泥を燃焼するという場合に、年間の運転費用が3,000万円弱かかると。そういうところから、何とかこれをいい方法で解決する方法がないものかどうかということで、その中に出てきたのがこのアームロール式の4トントラックというものも出てきたわけなんです。ただ単に東部の環境保全センターの焼却残渣を運ぶだけではなくて、まだ実験段階なんですけれども、その汚泥を清掃センターで焼却する場合、今実際に大曲でもやっておるんですけれども、そういう方向で検討したいということで、それに対する先行投資的なトラックの購入でもあるわけですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 20番石井議員。

○20番（石井正志議員） ここは本会議における質疑でございますので、いずれにせよ業者に対しましても一切話がされていない。ところが、ある情報から業者のほう知ってびっくりしているというふうな状態ですから、こういうことではまずいだろうというふうに思いますし、私はやっぱりいろいろこれから新しい事業も出てくるだろうと思いますけれども、ある意味では、行政としても育成すべきものは地元業者も育成していくという観点も必要なのではないかなと。短絡的にこちらのほうが経費が安くつくからというだけで、果たしていいものかどうか、そういう点もちょっと疑問に思いますので、いずれ委員会でも議論されてくるものだろうというふうに思いますので、一応私の意見を述べながら質疑を終えたいと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。13番阿部議員。

○13番（阿部信孝議員） 16番議員の平鹿病院跡地買い取りに関してであります、これは、十数年前に平鹿総合病院が駅西に仮に建設するという話があったときに、そのときの組合長さんが確かに古い平鹿病院跡地は向こうの土地取得価格と同じぐらいで買ってほしいと、あの当時最終的に買い取りが10億ぐらいです。最終的にはこちらを10億円で買ってほしいという話は聞いておりました。

ところが、このとおり地価の下落によって、逆に延び延びになったことがむしろ市のためには大変プラスになったのではないかなと思っております。大体10年ぐらい前の駅前の実勢価格は、私も商売やっていますから大体わかりますけれども、5分の1ぐらいに下落なっております。そういうことで現在の

評価額は、恐らく今事業組合が施工している駅前の再開発が完了すれば、大体まず底値だと、展開によっては上昇することもあり得るというふうに私は思っております。

そこで、今の北側の駐車場ですが、仮に駐車場にするとすれば、例えばアスファルト舗装にすると平米2,000円ぐらいかかりますので1,000万円ぐらいかかると。仮にスーパーが入るとすれば、駐車場が例えば無償で使えるとすれば、進出するスーパーも大変採算面ではプラスになるかという思いであります。

そこで、仮に事業組合からスーパーを誘致するときに、その駐車場を半分ぐらいは無償で貸してほしいという仮に要望があった場合に、市としてはどういう考えを持っているか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 仮の話ですので、まだ具体的検討はしておりませんが、仮の話ですが、十分お話は聞かなければならないと思います。ただ、あの周辺には民間で駐車場を経営している方々もございますので、そういうところにも十分意を持ちながらどうするかということを検討して進めていかなければならないのではないかなというふうに考えております。

○田中敏雄 議長 13番阿部議員。

○13番（阿部信孝議員） そこで、南側の今事業区域内であります、これは権利変換を行ってから再開発組合を通じて市が取得することになっております。その時期がいつなのかちょっとわかりませんが、これによりますと5月9日の権利変換時の時点での評価額となっておりますけれども、仮にこれが1年ぐらい遅れた場合に、鑑定評価が上がるのではないかなという危惧もありますけれども、それは、事業組合との話し合いはできておるのでしょうか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 権利変換の価格は、その時点で、言ってみれば確定しているというふうに理解しておりますので、厚生連が鑑定した対象地Aの、Aというのは今の再開発事業の区域内です、は8月1日で3億2,000万円となっておりますが、再開発組合では5月の時点で、その権利変換の額が決まっております、およそ3億4,000万円だというふうに伺っておりますので、時期はいつになっても、その3億4,000万円ということになるのではないかなというふうに思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。24番高橋議員。

○24番（高橋勝義議員） 同じく平鹿病院跡地についてであります、たしか市長に平鹿病院跡地をいつ買うんだというような質問しました。そしたら、長く持ち続けられないようにすると、こういう答弁があったように私も記憶しております。それ以来、じゃ、いつ買うのか買わないのか、一切なかったわけですが、先ほどの部長の答弁から、平成19年度に買うという、今ですよ、今意思ありというようなニュアンスにとれました。ただ、これはいまだに契約はしておりません。18年度でもいいし、ことしもちろん20年度でもいいし、ただ取引の実勢が実に逆だと思います。不思議に思います。

ということは、普通であればこの建物が解体し、その土地がきちっとした更地になって初めて買うということになるんですが、実際は、その建物が今年度はずれ込んで、建物がありながら前年度の売買に

してくださいということの内容であります。その前年度に建物があったときに固定資産税を払ったと。その固定資産税分もいわゆる免除してくださいと。こういう内容であります。もちろん土地の下落分についても補助してくださいというような内容です。普通であれば、逆にこの建物が遅く解体したから、こちらのほうでむしろ賠償をもらわなければならない、そういうことが実態経済、実勢経済ではないかと私は思います。

しかも、固定資産税を1回払ったものを、今度市がそれを負担する、これは実際に税法上どういう形になるのか、非常に不思議であります。それと、契約日もまだ決まっておりません、売買の。そういう中で、本当に先ほど言ったように、市民にちゃんと説明できるのか、非常に不思議であります。

まず税法上の問題について、どういうふうに見解していますか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 固定資産税の、例えば減免とか税法上の問題で今お返しするというのをするのではありませんので、税法上は何ら問題はありません。

それから、普通の取引ではというお話でしたが、普通の取引ではそうだと思います。ただ、この件は、私たちのほうから改築を要請して、先ほど13番議員さんがおっしゃいましたように、今の平鹿病院が建っている用地を市で買って、それでこちらのほうと等価交換してほしいという申し入れから始まっています。要するに、用地のやり取りの話は普通の契約と違いまして、ずっと前からそういうことで始めていまして、最終的に私たちのほうで持ち続けられないようにというのは、だれかが買う人がいれば、そちらのほうに譲ってもいいですよと、最終的には我々が責任持ちますという言葉の表現の仕方としてそういうふうにしてきたわけですけども。一番あれなのは、その用地の代金が、10億円は平鹿病院で買ったわけですので、こちらのほうは建設計画の資金計画の中に入っているということは8市町村長も全部承知の上で進めてきた話であります。

ですから、今の時点だけを見て普通の取引というので説明すると、それはほとんど無理ではないかなと思いますが、過去の経過から、我々が高度医療を受ける、地域の住民の皆さんが高度医療を受ける病院を何とかしていいものにしてもらいたいというところから出発していますので、その辺のところもぜひご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○田中敏雄 議長 24番高橋議員。

○24番(高橋勝義議員) 厚生連と市の土地の売買については何も異論がありません。ただ、先ほど言ったように、新聞にも出たんですが、この文面を見まして、だれしもが不思議に思うと思う。普通の売買では考えられないような内容であります。それだったら、もう平成18年度から税金分を負担したほうがいいのではないですか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 基本的に、先ほど申し上げましたが、この土地の代金は、厚生連の病院建設



の資金計画の中に組み入れられております。従いまして、病院が完成したら払うお金がこの中に組み入れられているわけです。ですから、平成19年1月に病院が完成しましたので、平成19年中に払わなければならないお金になっておりますので、18年にさかのぼるとかということではなく、19年の価格でお願いをしたいということです。何とかよろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに、4番佐藤議員。

○4番（佐藤誠洋議員） 3款民生費の生活保護費について伺います。

まず1点目で、社会情勢が非常に厳しくなっておりますので、実際に生活保護を受けられている方が今何名で、どのくらい増えたのか、その状況についてまず1点お聞きいたします。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 一般扶助費、今回2,108万3,000円補正しておりますけれども、これは生活保護世帯に対する一般扶助費であります。保護決定の増によるものなんですけれども、今年度31件増になってございます。当初の見込みでは515世帯、700人というふうに見込んでおりましたけれども、10月1日現在ですが551世帯、732人ということで、6カ月程度で昨年度の増加件数25件を上回っているような状況でございます。

以上です。

○田中敏雄 議長 4番佐藤議員。

○4番（佐藤誠洋議員） 社会情勢がこういうことだと思いますけれども、今現在、市のケースワーカーの人数というのはどういうふうになっているのか、その活動内容についてちょっとお尋ねいたします。

というのは、市町村合併によりまして、横手市ですべてこういった生活保護を全部請け負うことになりまして、非常に当初より負担が多くなったということで、そういう中で市の職員の体制というのは減るような状況の中で、ケースワーカーの仕事ぶりというのは非常に雑多になったというか大変になったと思っております。さらには、果たして生活保護を受けるのに適切かどうかというのさえ、時折耳にすることもございます。ということで、ケースワーカーの状況についてお尋ねいたします。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 現在ケースワーカー7名おります。そのうち1人が査察指導員ということで、7名体制で社会福祉課のほうに所属しておりますけれども、先ほど申し上げました件数ですけれども、大体550世帯ということで、1人当たりの持っている件数が大変多くなっております。そのために、当初私のほうの今年度の目標でも、訪問率を何とか100%にしたいということで目標を立てておりますけれども、なかなかその目標には到達できないというふうな状況であります。これは、合併当初からケースワーカーの数が足りないということで、しかも県から合併によって、それまで町村で持っておりましたケースもすべて移管されておりますので、そういうふうな関係から、どうしてもケースワーカーが足りないということありましたけれども、現在その7名体制で、かなり実は難儀して頑張っているような状況であります。それぞれの世帯を訪問しまして、そのケースをきちんと記録しておきまして、その

上でいろんな事後対策等も講じなければなりませんけれども、ただ訪問するだけではなくて、その世帯で抱えているいろんな、例えば教育の問題にしる、高齢の問題にしる、さまざまな問題をフォローしていかなければなりませんので、この後どうするかということでもありますけれども、早いうちに体制について考えていかなければならないというふうに思っております。

○田中敏雄 議長 4番佐藤議員。

○4番（佐藤誠洋議員） 先ほど経済情勢が非常に厳しくて、特に派遣労働者の方は有無を言わずカットされていると、リストラに遭っているという状態で、本当に生活保護が必要な方というのはやっぱり明日をも知れぬ生活をして、本当に命までかかわるような思いまでされている方もいると思います。そういう中で、事務作業が県から移管されて、その体制が市の中で十分でないというのは非常によくない、市としては、市の目標である幸せな横手市にするという状況からすると、非常にかげ離れているような状況であると思います。

今、福祉事務所長が言われたように、体制を早急にするとはいいますが、これは本当にもう何とかしてあげなければならぬと思いますし、それでまた、公平感の点からも、果たして生活保護を受けるのが適当か、あるいは生活保護を受けていたほうが、一生懸命働いて、税金払って、さまざまな使用料払っている人よりも、可処分所得というのはおかしいですけども、使うお金が多いとかという状況もこれもまた変なお話ですし、そういう点ではケースワーカーの仕事というのは非常に大事であると思いますので、その点について市長のほうからご答弁よろしくお願ひしたいと思っております。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ご指摘というか、福祉事務所長が答えた状況にあるのは承知いたしておるところでございます。なかなか100%に到達できないということも承知いたしております。これについて、私どもの人員を縮減する計画の中で、どういう対策のとり方があるか、これは平成21年度に向けて内部的に相当議論をしていかなければならない課題だというように理解しております。

○田中敏雄 議長 ほかに質問ありませんか。8番菅原議員。

○8番（菅原恵悦議員） 私からは、34ページの児童措置費、少子高齢化という時代に入所児童が増えたというようなお話でありました。資料を先ほどいただきましたけれども、横手市全体でたまたま平成20年度断らなければならなかった方が100件近くあって、公立の保育所だけでも27名の方がこれによれば受け入れされなかったというようなデータをいただきましたけれども、こういうことも含めて、今日所信表明で、市長が私立、公立合わせて34の保育所があって、就労形態あるいは家族形態、こうした社会状況、こういうのに的確な対応が求められているんだと、保育所に入所したいという方がたくさんおる中で、やはりこういう社会情勢だと。

子育て支援の充実、これも書かれております。多分来年度に向かっても、こういう状況があるのではないかなというふうに思うんですけども、こういうふうに検討されているわけでもありますから、これを見ますと、保育をなぜ断らなければならなかったという理由は、保育士の雇用が困難だと、あるいは

保育室がいっぱいだと、こういうのが理由のようであります。ここら辺について、この後どのような今まで検討されて、こういう説明になって、検討した結果、こうしていくんだというようなことを少しおわかりできる範囲で結構ですので、お願いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 議員が今おっしゃったのは、恐らくゼロ歳児、乳児の入所のことだと思いますけれども、そのときの現在の保育の入所については、保護者の方が自由に自分で、保育に欠ける方ですと選べるということで、特段選ばなければ大体入れるような状況になっておりまして、しかも待機児童は普通の保育についてはまずないものと考えておりますけれども、乳児の保育については、特に最近のゼロ歳児、1カ月、2カ月、生まれてから間もなくすぐ保護者の方が働きに出るというようなことで大分増えてきております。ただ、保育所のほうで、ゼロ歳児を扱う場合には、保育士さんが乳児3人に対して1人配置しなければならない、それから、保育の部屋も面積的な要件とかさまざまありまして、さらに人数が増えた場合には看護師さんを設置しなければならないと、そういういろんな制約がありまして、保護者の方からゼロ歳の乳児を預かってもらいたいという場合に、なかなか希望に沿えないような状況が生じていることは事実です。

先ほど議員おっしゃったように、しからば保育士をそれなりに配置すればということはあるんですが、やはりそういったことも含めて、この後鋭意検討しなければならないとされているところであります。

以上です。

○田中敏雄 議長 8番菅原議員。

○8番(菅原恵悦議員) 私は、こういう時代で十分認識されている市長初め執行部の皆さんでありますので、やはりぜひとも来年は大いにこういう数字が改善されてほしいというふうに思うわけなんですけれども、その点について市長からひとつお願いいたします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 所信で申し上げたのは、全体として割と長期にわたる方向性を申し上げたところでございます。具体的に来年からどこどこがどうするとか、どの地域でどうだということをまだ固めたものではございません。ただ、そういう保護者の方のニーズはあるわけでございますので、一気にできなくても少しずつでも改善できるような手だてというものを担当とよく相談してまいりたいと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質問ありませんか。10番奥山議員。

○10番(奥山豊議員) 1つだけ簡単に質問したいと思います。

農業振興についてであります。

説明で、事業に対する行ったり来たりあったりして、今年度150万円ぐらいの補正をもって、今年を締めくくるわけでありまして、この時期迎えますと、もう新年度に対する予算どうなっていくんだろうという期待と不安の中にあります。

そういった中であって、今日市長の施政方針の説明で、基本的な考えのひとつとして地場産業の育成

強化、雇用の拡大、そうしたことを基本的にしながら、予算を組んでいくというふうな方針を示されたわけであります。

ところで、実験農場についてであります。

農業の振興に対する果たされた役割というものは、私だけではなく農業をする者にとって、皆さんが理解していることでありますが、そしてまた実験農場が生んだ全国に発信しておりますシシリアンルージュ、あの特産品についても実験農場が生み出したものであると思っております。これからも、私はますますそうしたことからいって、実験農場には大きな期待を寄せているところでありますが、どうも最近地域のほうに帰りますと、実験農場のほう、これまで雇われている人たちが、3月をもってもういいよというふうな声が聞こえてきております。

午前中の大雄の給食センターの条例に対する不安だというふうな質疑もありました。それに対するご答弁をいただきましたが、何か大雄のほう、地域局のほう、不安いっぱいの方おるようではありますが、部長の横手市農業の振興に対する力強い決意をここで求めたいと思います。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 実験農場のお話であります、いずれ実験農場につきましては、本来合併前に大雄村から引き継いだ業務、それから食と農ということで、今お話しのようにシシリアンルージュ含めたいろいろな新しい意味での実験実証、それから秋田県、農協等からの仕事というふうに、大分業務内容が増えております。合併前には想定つかないような仕事のがさもありまして、今現場のほうが大変ちょっと困っているという状況にあります。

私どもは、実験農場は、基幹産業の農業をさらにステップアップするための実験実証ということを行っていただきたいということで、現場のほうと話しまして、平成21年度に向けて、仕事の整理をしているところでございまして、その中で、例えば人の関係についても、いずれベテランの方もおりますし、新しい方もおります。新しい方にはベテランの方からよく引き継いで、伝承を受け継いでいただきたいということを基本に今いろいろ話をしておりますし、また仕事につきましても、この後JAさんともいろいろ交渉の場を設けまして、原点に返って、再度整理したいと。

それから、地域局の関連する事業については、改めて地域局の事業ということでテーブルを持ちたいということで、いずれ前向きな意味での実験農場という位置付けを考えております。加えて、大雄地域ということでのお話がございましたが、市内には新しい大雄センター等もございまして、また大雄センターも食と農の絡みでは非常に重要な位置を占めておりますので、いずれトータルに含めまして、食と農を中心としながら農業を基幹産業としての位置付けをステップアップさせながら頑張っていきたいということを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 14番近江議員。

○14番(近江湖静議員) 簡潔に二、三点お尋ねをしておきます。

1点目は、30ページの税務総務費の関係ですけれども、1,000万円近い職員の人件費であります、

決算委員会でもいろいろ毎年指摘されている未収金回収、あるいは不納欠損額の整理、諸料金の回収、そのたびの人件費ではあろうとは思いますが、その点を1点。

次、先ほどから20番議員の石井議員のほうからも出されております塵芥処理費の関係、ちょっと視点を変えてお尋ねをしますが、ほぼ考え方は同じであります。逆転の発想という言葉がありますけれども、民間でできるものは民間でやろうと、そういうことで指定管理なり委託管理をしてきたと。今、この特別な焼却残渣運搬用コンテナトラック920万円という答弁でありますけれども、何か事情はわかるような気がしますけれども、それなりに民間のやはり育成保護という観点、あるいは今後の方向からいってもいささか逆行しているということではありますが、やはり特殊なコンテナ車でも民間のほうに購入を求めて、要するに委託管理を継続していただこうと。そういうふうに短絡的に考えれば理が合うような気がしますけれども、そういう点について今後の方向として、こういうことが逆転して、非常識が常識化されるような環境の中で、そういうような方向も、今1年の端的な計算で逆な発想で執行していこうとすることについてもちょっと危惧を持っておりますので、もう少しその点について、理由についてお尋ねをしておきます。

それから、先ほど生活保護の関係が4番のほうから出ておりますけれども、非常に厳しい会社の就労環境にあります。深刻切実であります。12月に何十人解雇、期間とかあるいは派遣労働者、そういう方々でありまして、3月までは何十人と横手市の中で具体的な数値を出されております。低労働条件、低賃金で契約した方々が12月で終わりだと、そういう方々が3月まで多く出るというのは生活保護の関係でしょう。これを見れば、年間10億円、そして、今2,100万円程度で31件だそうでありますけれども、3月まで想定されるのは、すぐではないけれども、そういう順次繰り越して今後該当になる方々が多く出てくるのではないかという想定は必至であります。だとすれば、この補正予算に計上する手法について、どのような手法での補正予算を計上しているのか、そのやり方についてちょっと聞いておきます。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 徴税費の人件費の補正の件なんです、これは、主といたしまして職員の時間外が主でございます。それで、時間外については市全体としていかに縮減するかということで鋭意取り組んでおるわけなんです、今回の補正につきましては、特に後期高齢等新しい事業が始まって、それに対応してなかなか職員も常に勉強しておるわけなんです、その事務経費にかなりの時間を要したと、そういう点が主な内容でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 近江議員、石井議員のおっしゃるとおり民間でできるものは民間に任すというのは、私もそういう考え方でございます。ただ、このたびの場合のトラックに関する事業に関しましては、単なる焼却灰の運搬だけではなくて、新しい方法で汚泥の処理をしようという、そういう実験的な面もありまして、そういうものに使用するトラックでもあるわけで、そういうことをひとつご考慮

いただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 生活保護の関係ですが、ご承知のとおり、生活保護決定に至るまでは自助、加助、公助ということで、まず、基本的に自分で例えば資産がある場合には資産の活用ですとか、あるいは血縁にある方の援助、それでも何ともならない場合には公的な援助という形になりますが、いずれ相談をまずしていただく、その上でこちらのほうでは、何回相談しても何回申請してもいいわけなんですけれども、その時点で、その方が生活保護にまず該当するかどうか、いろいろその方と相談をいたします。その上で、申請された方の了解を得ながら一定の調査をいたします。その上で保護基準を下回るような場合には保護決定ということになりますけれども、生活保護の大きな目的がふたつありまして、ひとつは、最低生活の保障であります。これは憲法で定められた最低生活の保障であります。もう一つ大事なのが自立の助長ということで、就労支援相談員なんかも配置いたしまして、現在生活保護を受けている方の中で就労可能な方については何とか就労に向かって支援すると、そういう体制も実はつくっております。そういった中で、どれぐらいこの後見込みというか、不透明な部分もあるんですけれども、雇用の関係についても、実は産業経済部のほうと連携をしながら、雇用の問題にも併せて取り組んでおります。この後3月まで、今の社会情勢の中でまたさらに増えるということもあろうかと思っておりますけれども、こういったような段取りでやっていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成20年度横手市一般会計補正予算（第4号）は、34人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、本補正予算は、34人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議員全員の34人を議長が指名いたします。

---

#### ◎議案第214号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第64、議案第214号平成20年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第214号平成20年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,663万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を111億7,599万5,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、9ページをお開き願います。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費は7,260万円の増額補正をいたしております。これは、6月補正時に1人当たり的高額療養費を1万7,374円と見込んでおりましたが、上半期の状況が15.4%増の2万64円で推移していることから、今後の支払い額を見込んでの増額補正でございます。

次に、7款1項1目の共同事業医療費拠出金は3,459万4,000円の増額補正をいたしております。これは、国保連合会が実施している80万円以上の高額療養費の共同事業でございますが、上半期の実績に基づき再計算された拠出額の変更通知による増額補正でございます。

次に、4目の保険財政共同安定化事業拠出金は1億167万7,000円の増額補正をしております。共同事業医療費拠出金同様に、制度改革により県内の国保税の平準化を図る目的で、30万円以上80万円以下の医療費を対象に、平成18年10月から国保連合会が実施している共同事業でございますが、これも同様に上半期での実績に基づき再計算された拠出額の変更通知による補正でございます。

いずれも制度改革による退職国保加入者が、一般被保険者に移行したことにより前年度実績がないため、上半期の実績より再計算し、増額になったものと考えております。

それから、歳入につきましては、歳出の補正に伴う国・県等の負担金並びに補助金等の増額補正でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） せっかくですので質問させていただきます。

国保会計、これがだんだん支払うものがなくなっている、法の部分でなくなっている。そういう部分で国の制度改革があつて、後期医療制度、こういうものが導入された。しかし、名前も悪い、やり方も悪い、そういう形の中で今徹底的に批判されているわけでありましてけれども、現実には我が横手市の国保会計で、この後期医療制度が始まって、その医療負担から何から含めて、この医療制度の根幹にかかわる財政の部分についてどういう分析をしておられるか、そこをお聞きします。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 後期医療保険制度に関しましては、まだスタートしたばかりですので、これがどういう結果を生むのか、そこら辺のところは、これからの状況によろうかなというふうに思っております。

ただ、国保事業に関しましては、制度疲労的なものが起きておりますので、私ども一保険者だけで、

安定した財政運営といえますか、安定した財政基盤をつくり上げていくというのはなかなか難しい状況にあるのではないかなと、そういうふうに思っております。

○田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） ただ、今の報道のあり方、説明の仕方、国も下手だと思うんですけども、組合健保が企業でどんどん取りやめているところがある。それはなぜか。後期医療費、要するに後期医療制度に対する拠出金が厳しいんだと。それは、とりもなおさず国保会計で払え切れなくなっている、要するに年寄りたちのことを見切れなくなっているという部分の中で、国の制度の中での見直しの過程、これが究極の目標ではないけれども、見直しの過程の中で、だからやられている中で、伝えるべきことが伝わっていないために非常に悪者になっている部分があるのではないかと。冷静に本当に分析されているのかということなんです。そういう部分の中でまだ検討中だと言いながらも、試算ということも十二分にあり得る話で、我々みたいな、所得が都市と比べて、また、この制度独特の低さ、これで何とかかとか国民皆保険を維持していくためには、そんなに悪い制度ではないんじゃないかということも、意外と金銭だけです、金銭だけの中では。そういう思いもしているんですけども、そこをやっぱり専門の部長からどういう推測になっているのか、我が会計の中で。

今、総選挙もありますし、そういう中で誤解のまま選挙して、もっともっと悪い方向に行ったら困ると、そういう部分の中でお聞きするんですけども、推測も含めた、現実にはこれからだと言いながらも、専門家としてどう推測なされているのか、いま一度お聞きしたいと思います。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 前に、多分議会のほうでも説明させていただいておりますけれども、後期医療者制度におきましては、横手市としてはそう財政的には問題はないのではないかなというふうに思っております。ただ、実際にこの制度自体が大変不安定な制度であるというふうに、私、今のところ認識をしておりますので、まだ一保険者だけで説明し切れない、いろいろもろもろのことがありますので、今後の制度の推移を見ていきたいなというふうに思っております。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第215号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第65、議案第215号平成20年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第215号平成20年度横手市介護保険特別会計補



正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをご覧ください。

本案は、平成20年度横手市介護保険特別会計予算の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億4,780万9,000円を追加し、補正後の総額を76億2,508万8,000円に改めようとするものでございます。

このたびの補正は、高額介護サービス支給対象者の増加など、当初よりも増加が見込まれるサービス、介護予防ケアプラン作成など実績見込みが低いサービス、また、県介護保険事業支援計画との整合性を図るために、当初予算では前年度当初予算並み、実際の見込み額の約10カ月分相当でありましたけれども計上し、本年度上半期の給付実績などを踏まえた上で、下半期の事業見込みを算出し、その段階で補正対応することとした居宅介護サービス事業などについて増額あるいは減額しようとするものであります。

初めに、歳出でございますが、9ページをご覧くださいと思います。

1款3項1目介護認定審査会費に126万円、2目認定調査費に150万円を計上いたしております。これは、当初5,250件ないし5,600件と見込んでおりました要介護認定の審査件数の見込みを5,850件としたことによる審査会経費と主治医の意見書作成経費の増額であります。

次に、2款1項1目の居宅介護サービス給付費に3億8,940万5,000円を計上いたしております。これは、訪問介護、デイサービス、ショートステイ、福祉用具貸与等にかかわる給付費の増額であります。

当初予算作成時、これらの事業については、先ほど申し上げましたように、前年度当初並みを計上したものであります。ショートステイの予想を上回る伸びに加え、ケアハウス等でサービスを受ける特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与費の伸びなどから、全体として当初予算比では17.1%の増となっております。

次のページをご覧ください。

同じく2目地域密着型サービス給付費に1億6,843万9,000円を計上いたしております。これは、認知症対応型のデイサービス、デイサービスは、ショートステイなどを複合的に行う小規模多機能型居宅介護グループホームにかかわる給付費の増額であります。デイサービスなどの大きな伸びもあり、全体として26.7%の増となっております。

同じく6目居宅介護サービス計画給付費に6,582万3,000円を計上いたしております。これは、居宅介護支援にかかわるケアプラン作成費用の増額であります。これにつきましても、今後の見込みから追加をお願いするものであります。

同じく2項1目介護予防サービス給付費から578万9,000円、5目介護予防サービス計画給付費から419万3,000円を減額いたしております。これは、今後の実績見込みが低いいため減額するものであります。

減額の要因といたしましては、昨年後半から徐々に減少しまして、現在は330名程度で安定しております。要支援1、2の受給者数につきましても、当初予算編成の際、若干の伸びを反映させたことから、

今回見込みを下方修正し、その差額を減額するものであります。

次のページ、10ページをご覧ください。

同じく3項1目高額介護サービス費に640万円を計上いたしております。高額介護サービス費は世帯の1カ月の在宅サービスや施設サービスにかかわる1割の利用者負担の合計額が所得区分に応じた上限額を超えた場合に、超えた金額を介護保険から支給するものですが、支給対象者50名の増に加えまして、平均支給月額が若干増加するなど、サービスの純増に伴う増額で、これも当初より大体5.44%の増となっております。

同じく4項1目特定入所者介護サービス費に2,217万5,000円を計上いたしております。これは、介護保険施設に入所または短期入所した場合、食事や居住費は全額利用者負担となりますけれども、所得が少ない方の負担が重ならないよう上限を設け、負担額から限度額を引いた額を特定入所者介護サービス費として介護保険から支給するものであります。ショートステイ利用者の増加などによりまして、これも7.1%の増となっております。

次に歳入ですが、前に戻りまして6ページの補正予算、事項別明細書の歳入の表をご覧くださいと思います。

3款国庫支出金に1億8,425万1,000円を計上いたしております。これは、介護給付費が事業計画を上回る分の国の法定負担分1億2,703万5,000円と財政調整交付金5,721万6,000円であります。

4款支払基金交付金には1億9,968万6,000円を計上いたしております。これは、介護給付費のやはり事業計画を上回る分の社会保険診療支払基金、第2号被保険者の保険料の法定負担分であります。

5款県支出金には8,231万3,000円を計上いたしております。これも、県の法定負担分であります。

8款繰入金に1億8,155万9,000円を計上いたしております。これは、介護給付費が事業計画を上回る分の市の法定負担分8,051万9,000円と介護認定審査会にかかわる分366万円の一般会計繰入金、また介護給付費準備基金からの繰入金9,738万円あります。この基金からの繰り入れについてですが、今回の補正による第1号被保険者保険料の追加負担必要額は9,738万円というふうになりますけれども、同額を準備基金からの取り崩しで対応することとしたものであります。これにより、本年度の準備基金の取り崩し額は1億9,543万6,000円となり、年度末の基金残高は約2億4,069万8,000円の見込みとなっております。これらを合わせまして6億4,780万9,000円を歳入に計上いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第216号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第66、議案第216号平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第216号平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計予算の歳入歳出予算の総額から、それぞれ45万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億2,659万5,000円に改めようとするものであります。

初めに歳出でございますが、6ページをご覧ください。

1款一般管理費から45万2,000円を減額いたしております。内訳は指定管理移行4施設勤務の非常勤職員共済費の額確定に伴う300万円の減額と、白寿園の施設維持管理にかかわる燃料費高騰分として254万8,000円の増額であります。

次に、歳入ですが、前に戻りまして4ページの事項別明細書、歳入の表をご覧ください。

5款繰越金から45万2,000円を減額いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第217号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第67、議案第217号平成20年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第217号平成20年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをご覧ください。

本案は、平成20年度横手市介護老人保健施設特別会計の歳入歳出予算の総額に、それぞれ125万5,000円を追加し、補正後の総額を4億6,552万8,000円に改めようとするものでございます。

初めに歳出でございますが、6ページをご覧ください。

1款一般管理費に108万3,000円を計上いたしております。主な内容は、燃料費高騰や電力使用料増など153万2,000円の需用費の増額と施設非常電源蓄電池交換委託料の差金84万9,000円の減額などであり

次に、歳入ですが、前に戻りまして4ページの事項別明細書、歳入の表をご覧願います。

3款繰越金に125万5,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第218号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第68、議案第218号平成20年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

○赤川進 大森町区長 ただいま議題となりました議案第218号平成20年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、平成20年度横手市指定通所介護事業特別会計予算に122万円を追加し、予算の総額を7,516万7,000円に改めようとするものでございます。

主な内容についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

歳出、1款1項1目の燃料費の高騰などによる需用費92万円の増額と2款1項1目の非常勤職員社会保険料30万円を増額するものでございます。この財源として、5ページ上段の前年度繰越金92万7,000円と自動車損害共済金等の29万3,000円を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第219号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第69、議案第219号平成20年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第219号平成20年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをご覧ください。

本案は、平成20年度横手市障害者支援施設特別会計予算の歳入歳出予算の総額にそれぞれ107万3,000円を追加し、補正後の総額を2億6,318万2,000円に改めようとするものでございます。

このたびの補正は、灯油単価などの高騰によります燃料費の増額が主なものでございます。

初めに歳出でございますが、6ページをご覧ください。

1款一般管理費に73万9,000円を計上いたしております。これは大和更生園ユーホップハウスにかかわる非常勤職員の社会保険料30万円の追加と、ユーホップハウス利用者の送迎運転業務委託費用43万9,000円の追加であります。

次に、2款サービス事業費に106万1,000円を計上いたしております。これは、灯油単価などの高騰による大和更生園ユーホップハウスの燃料費の増額、また、ユーホップハウスの利用向上のため、第2、第4土曜日を通常開所したことに伴います燃料費の増額でございます。

次に、歳入でございますけれども、前に戻りまして4ページの事項別明細書、歳入の表をご覧ください。

5款繰越金に107万3,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図ってございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第220号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第70、議案第220号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 議案第220号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に2,499万8,000円を追加し、それぞれ8億2,025万6,000円に改めようとするものでございます。

内容でございますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましては、市直営の6施設の燃料費補正が主なものでございます。

5ページ、6ページには歳入の内訳、7ページ、8ページにはそれぞれ歳出の施設ごとの内訳を記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第221号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第71、議案第221号平成20年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第221号平成20年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,966万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ32億356万7,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳出の内容についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費において4,196万9,000円を減額いたしまして、補正後の額を1億1,052万8,000円とするものでございます。これは、下水道台帳システム整備事業が、今年度の合併補助金の対象外となったことによる委託料の減額及び同システムと連動する資産台帳作成業務委託の減額と、それから消費税の納付額が確定したことによる増額であります。

次の、2項1目管渠費では230万円を増額し、補正後の額を4,530万5,000円としております。これは、マンホールポンプに係る電気料、修繕料等でございます。

次のページの2款1項1目公共下水道事業費で、単独事業費に係る歳出の組み替えをお願いするものでございます。

歳入については、4ページの事項別明細書をお開きください。

この記載のとおり、国庫補助金繰入金合わせまして3,966万9,000円を減額することにより、歳入歳出収支の均衡を図っております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第222号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第72、議案第222号平成20年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第222号平成20年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ21万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億1,600万4,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳出の内容についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費において800万円を減額いたしまして、補正後の額を858万円とするものでございます。これは、先ほどの下水道事業特別会計でもご説明いたしましたように、下水道台帳整備業務に合わせて、資産台帳作成業務を減額したことによるものでございます。

次に、1款2項施設管理費では、1目管渠費及び2目処理場費で665万3,000円を増額し、補正後の額を8,827万3,000円にしようとするものでございます。これは、管渠や処理場の電気料、手数料等の不足が見込まれること及び施設機器の老朽化に伴う修繕料などでございます。

次のページをお開きください。

2款1項1目集落排水施設事業費で80万円、3款1項1目元金で33万4,000円をそれぞれ増額しております。

次に、歳入をお開きください。4ページでございます。

事項別明細書に記載のとおり、繰入金を21万3,000円減額し、歳入歳出収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第223号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第73、議案第223号平成20年度横手市病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第223号平成20年度横手市病院事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額65億8,471万6,000円にそれぞれ2億295万5,000円を増額いた

しまして、補正後の予定額を67億8,767万1,000円にするものでございます。

第1款市立横手病院につきましては1億1,895万円を増額するものです。医業収益では外来収益に1億1,895万円を追加し、費用では化学療法治療や透析関係薬剤などの増による薬品費の追加、手術に関連した特定診療材料などの増による診療材料費の追加、重油等の単価増による燃料費の追加のほか、産科医療補償制度加入に伴う保険料を増額するものでございます。

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症いたしました重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析、再発防止の機能を合わせ持つ制度でございまして、来年1月1日以降の分娩から適用されます。すべての分娩を取り扱う医療機関が加入することになっております。

第2款市立大森病院は8,400万5,000円を増額するものでございます。医業収益では、入院収益に6,724万7,000円、外来収益に1,675万8,000円を増額し、費用では、医師が3名増えたことなどに伴う給与費の追加、上半期の実績による今後の支出見込みに伴う材料費の追加、重油の単価増によります燃料費の追加、医師の増加によります医師住宅の借上料の追加、外注検査件数の増によります検査委託料の追加のほか、減価償却費、研究研修費を追加するものでございます。

材料費の中には、新型インフルエンザ対策のための個人防具購入費が含まれております。

また、研修研究費の追加は、秋田大学と東京医科歯科大学が共同で実施いたします首都圏と地域医療の双方を経験した視野の広い若手医師を育成することや、地域医療を志向しつつ、首都圏における医療経験を望む学生のニーズに応えることなどを目的といたしました広域連携臨床研修事業に、大森病院が研修協力病院として参加するための負担金でございます。

次のページをお開きください。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。これは、市立大森病院につきまして、資本的収入では企業債を470万円追加し、医療機器整備に充てるものでございます。

資本的支出では、建設改良費に699万3,000円を追加しております。これは、軽微内視鏡スコープと新型インフルエンザ対策のための人工呼吸器を購入するためのものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額2億6,790万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第4条は、起債の目的、限度額を改めるもので、大森病院につきまして医療機器整備事業債の限度額を変更するものでございます。

第5条は、市立大森病院の給与費を改めるものでございます。

また、第6条は、棚卸資産の購入限度額を16億5,714万6,000円に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。



本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎休会について

○田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明12月2日から12月7日までの6日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、明12月2日から12月7日までの6日間休会することに決定いたしました。

12月8日は午前10時より本会議を開きます。

---

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時28分 散会

